

議事日程（第4号）

平成31年3月11日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第2号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第3 議案第3号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第4 議案第4号 北但行政事務組合規約の変更について
- 日程第5 議案第5号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 新温泉町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 新温泉町クリーンセンター条例の廃止について
- 日程第9 議案第9号 新温泉町田井公園条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 新温泉町消防賞じゅつ金等及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 新温泉町森林環境基金条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 新温泉町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第18号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第19号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
（高齢者生活福祉センター「もみじホール」）
- 日程第21 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
（ワンちゃん夢ハウス）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告

- 日程第2 議案第2号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第3 議案第3号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第4 議案第4号 北但行政事務組合規約の変更について
- 日程第5 議案第5号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 新温泉町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 新温泉町クリーンセンター条例の廃止について
- 日程第9 議案第9号 新温泉町田井公園条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 新温泉町消防賞じゅつ金等及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 新温泉町森林環境基金条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 新温泉町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第18号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第19号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(高齢者生活福祉センター「もみじホール」)
- 日程第21 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(ワンちゃん夢ハウス)

---

出席議員（16名）

1 番 池 田 宜 広君	2 番 太 田 昭 宏君
3 番 岩 本 修 作君	4 番 阪 本 晴 良君
5 番 森 田 善 幸君	6 番 中 井 次 郎君
7 番 重 本 静 男君	8 番 小 林 俊 之君
9 番 谷 口 功君	10番 宮 本 泰 男君
11番 河 越 忠 志君	12番 浜 田 直 子君
13番 平 澤 剛 太君	14番 竹 内 敬一郎君
15番 中 村 茂君	16番 中 井 勝君

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲 村 祐 子君 書記 ..... 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西 村 銀 三君 副町長 ..... 田 中 孝 幸君  
温泉総合支所長 ..... 太 田 信 明君 牧場公園園長 ..... 池 内 俊 久君  
総務課長 ..... 仲 村 秀 幸君 企画課長 ..... 井 上 弘 君  
税務課長 ..... 長谷阪 治君 町民課長 ..... 谷 田 善 明君  
健康福祉課長 ..... 森 本 彰 人君 商工観光課長 ..... 岩 垣 廣 一君  
農林水産課長 ..... 松 岡 清 和君 建設課長 ..... 山 本 輝 之君  
上下水道課長 ..... 北 村 誠 君 町参事 ..... 土 江 克 彦君  
浜坂病院事務長 ..... 吉 野 松 樹君 会計管理者 ..... 中 村 光 春君  
こども教育課長 ..... 西 村 徹 君 生涯教育課長 ..... 川 夏 晴 夫君  
調整担当 ..... 小 谷 豊 君 代表監査委員 ..... 川 崎 雅 洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第93回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 皆さん、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして、課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、3月は、新たな旅立ちの季節であります。本町においても、8日に夢が丘、浜

坂両中学校で卒業式が行われ、127名の生徒が思い出の学び舎に別れを告げ、新たな道へと一步を踏み出しました。歩む道は違いますが、それぞれのステージで多くのことを学び、人としてさらに大きく成長されることを期待するものであります。

なお、本日の定例会は、条例案12件、事件案8件につきまして御審議をお願いするところでございます。議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第93回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

### 日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る3月1日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から平成31年1月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告といたします。

以上で議長からの報告は終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が3月5日に開かれております。1月に視察研修を実施しておりますので、委員長からその報告もお願いをいたします。

中村総務委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告を行いたいと思います。

3月5日に総務教育常任委員会を行いました。税務課、こども教育課、生涯教育課、企画課、総務課、議会事務局の6課の所管事務調査を行ったところであります。各課とも質疑等のあった事案を中心に報告を申し上げます。

まず、税務課ですが、報告事項は1件ありました。内容は、平成30年度町税等徴収実績でございました。順調な収納状況というふうに聞きました。

質疑では、固定資産税で所有者が死亡の場合の納税義務者のこと、それから滞納者の時効は何年かと、そういう質問がありました。相続代表人を選定いただき、その方へ納付書を発送していると。時効は5年だが、時効にならないように手続をしている、支払い能力がない場合は執行停止、3年後に不納欠損というような扱いでの対処をしているということでありました。詳細につきましては、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

います。

協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第7号）でありました。全員賛成で、委員会として了承したところでございます。

次に、こども教育課であります。報告事項は7件ありました。主な質疑の部分で、工事発注状況で、国の決定が遅くなったことから、学校エアコンの工事4件については繰り越すという報告がありました。

また、東小学校が来年度、複式学級が2クラスできるということ、2年、3年、また5、6年のクラスの複式学級と、そういうことの報告もありました。

また、不登校が昨年と同じ数だけど、同じ人間かというような質問もありました。全てが同一ではない、人の入れかわりあるということがありました。

それから、大庭認定こども園の懇談会の報告がありました。保護者のみではなく、町全体で考えるべきというような意見のくだりがあったところでありますが、また、そういうところから、浜坂を含めて、全体でアンケートをとるべきではないかと、そんな意見がありました。個々の状況において教育委員会で協議しておりまして、浜坂は検討委員会を設置して検討、それぞれ尊重しながら進めておると、そんな報告と答弁でありました。

また、同じく懇談会の開催の意図についての質問がありました。内容がさまざまな内容で、意見しにくい部分があったということ、また、不安をおおるだけの懇談会に感じた、出席した議員からのお話であるんですが、もっと行政として、方向や構想を明示した中で意見を聞くべきではなかったのかと、そんな意見がありました。教育委員会で、大庭の、大庭校区というか、大庭地域の意見を聞きたいというような思いから出向いたようでありまして、耐震の状況、園児数の推移、子育て制度の変化等、情報提供をしたかったということでありまして。議員からの意見については、今後生かしていきたいという答弁でありました。

また、区長等、要望書に署名した方々の参加が少なかった、今回委員会資料に添付されておるんですが、その方々の参加が少なかったということでございます。要望はその程度のものかというような質問。

それから、教育長不在だが、教育基本構想を議会に公開するのかということ。そういう質問に対して、要望書についてはコメントできるものじゃないということやら、構想については6月に報告したいということでありました。

保育ニーズの調査を早期に実施すべきという質問がありました。2月12日締め切りで調査をしていると、40項目ぐらいの調査らしいです。3月末には集計できるという予定であります。

また、保育園無償化に伴い保育ニーズが高まると思うが、対応できるのかに対して、ニーズに基づいて保育士を確保する仕組みはできている、現在若干の園児の増加がある、そんな状況であるようであります。

また、卒業給食の実施に伴い、実施方法に問題が生じている。将来にわたって継続するのであれば、整理する必要があるというような意見がありました。多くの方たちに協力を得てできている卒業給食であると。生徒の希望も強く、御意見を整理して対応したい、そういうようなやりとりでありました。詳細については、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、協議事項ですが、今定例会に提出される議案第16号、いじめ問題対策連絡協議会等設置条例及び一般会計補正予算（第7号）の2件でございました。

議案第16号の質疑では、なぜこの時期なのか、既に学校が主で対応してきた経過があるということに対して、本町では同条例提案が少しおこなわれているということがありました。今回の条例は、自殺など重大事故に対する、第三者機関での対応をするための制度でありまして、協議会は新年度早期に立ち上げるということ、他の付随する2つの会につきましても、随時事案によって設置すると。また、メンバーも事案に応じて委嘱するという内容でありました。

それから、一般会計補正予算の中で、保育士の賃金が大きく減額になっているということがあります。臨職でいえば、四、五人の不足が、予算から見れば生じているのではないかと、改善する必要があるという意見がありました。賃金の改善は無論、職場環境の改善を図っていききたいと、新年度40人の募集で42人の応募があった、そういう答弁でありました。いずれも全員賛成で、委員会として了承したところであります。

次に、生涯教育課であります。報告事項は、大きく4件ありました。施設利用の状況で、艇庫の町内利用の状況、それから町内利用を促進すべきという意見がありました。町内利用は全体の25%ぐらいなものであるようであります。艇庫というか、B&G海洋センターの有資格者も今年度ふえておりますので、今後、学校なりにも利用促進の案内をしていきたいと、そんな答弁でありました。

また、図書館ですが、読書通帳のメリットについては何かという質問がありました。自分の借りた図書が記録できる、管理できる、また、子供向けの読み聞かせとか、そういうことにもとても便利であると。通帳は学校にも案内していると、順調に通帳登録が伸びているということでもあります。

また、夢ホールの使用料が50%になっている。昨年、選挙を含めて免除申請が多くあったと、そのことが主な要因のようであります。

前田純孝賞の応募、前田純孝賞に入った入賞者に取消しということが発生しております、4件だったと思うんですが。以前にもこんなことはあったのかということに対して、毎回ではないが、21回開催の中ではありましたと。通報もあるが、今回は多くはネットで調べて発見できたということでもあります。

町社会教育関係の各種大会等補助金交付要綱が示されました。これに起因する、そういう事案はあったのかということに対して、また、対象者で、将棋とか囲碁とか、そういうことはどうだという質問がありました。学校外の活動や他県での活動で全国出場す

るような事案があったということ。将棋や囲碁は文化活動の中で対象になると、そういうことでありました。その他詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は一般会計補正予算（第7号）でありまして、質疑の部分で、文化財保護費の委託料140万円の減は何かということ、北前船関係で、当初20基の案内看板を設置予定をしていたと。国立公園の規制とかあって、また、2つ合わせて設置するとか、そういうことが発生しまして、最終13基となった。それに伴って減額になったと、そんな内容でありました。委員会として了承したところであります。

次に、企画課であります。報告事項は10件ありました。主な質疑の部分で、町民バスのデマンド運行に伴って委託料が減るのかということに対して、人件費は大きく減ることはないが、燃料費とかそういう部分が減ってくると、そういうような答弁。

飛行機助成は目的達成しても助成はあるのかということに対しては、助成は継続すると、推進協からも4,000円の補助がされていると、予算を超えてもするという事だと思えますね。

それから、ゆめぐりエクスプレスの岩美駅乗り入れに伴って、岩美町の見解、またはスーパーはくとのかわりか、また、乗り合いタクシーはどうなったのかと。岩美町も了解事項であり、スーパーはくとの昼便は利用しやすい時間帯になっていると。乗り合いタクシーのネックは、バスもタクシーも従業員確保ということがあって、現行では難しいという内容でありました。

地域おこし協力隊をもっと紹介し、活動を支援すべきだというような意見もありました。日本海新聞でも順次紹介しておりますし、町広報やホームページでもさらに広く紹介したいということでありました。

おんせん天国は重要施策だが、体系づけた推進ができてない、おんせん天国ロゴはインバウンドの視点から見ても再検討すべきと。体系づけた推進を図っていききたい、ロゴは検討してみる、そんな内容であります。

また、フェイスブックの運用が複数体制ですべきということ。広げていくことは視野にありますと、可能な対応はしていきたいという答弁でありました。

風力発電の説明会に参加したが、十分な説明と返答ができてない、事業者意見すべきということでの質問がありました。その状況は認識していると、第2段階の説明要請も考えていきたいというようなことでありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第23号、一般会計補正予算（第7号）の2件でありました。主な質疑では、過疎計画の変更において、今回変更される事業、事業費は幾らか。今回は3事業で、但馬牧場公園のゲレンデ人工芝9,000平米の芝生化5,302万9,000円、ゆめっこ認定こども園の日よけ、壁面画の改修390万4,000円、夢ホールの改修で1億1,916万7,000円との答弁でありました。補正予算で集落支援員が減額となっているということに対しては、募集はしたが、応募がなく、採用ができなかったという答弁でありました。いずれも委員会と

して了承したところであります。

その他の部分で、サイネックス社という会社が新温泉便利帳を発行したいと、そういうことがあるようであります。業者責任で行うものであります。発行に対しては協力していきたいと、全戸配布で8月には発行したいということでもあります。

次は、総務課であります。町プロジェクト設置要綱の制定が示されました。これに対して、プロジェクトチームの規模、活動時間、なぜ今なのか、プロジェクト員に委嘱状を出すべき、このような質問がありました。規模は特に決めていない、事業によってまちまちとなるだろうと、時間内での活動となる。多岐な住民ニーズに対応するため、また、職員の能力をフルに発揮したいと、そのような思いからの要綱制定、委嘱状については考えていきたいという内容でありました。

また、まちづくり賞表彰要綱の制定が示されました。現行の表彰規程に盛り込むことはできなかったのか、要綱は法制審査会に付したのか、このような質問がありました。元号が変わることでの表彰とそれ以外とを分けておると、元号に伴う表彰が終われば見直しを行いたいと、そんな答弁でありました。

また、職員の退職、採用の予定において、退職予定が発表されたが、看護師4名、保育士3名が退職だが、大丈夫か。看護師は再任用で、引き続き勤務していただく。保育士2名については新しく採用ができた。不足については再募集を図りたいし、看護師については随時募集を行っている、そんな内容であります。看護師、保育士など、募集に努力したのかということについては、看護師については看護学校に接触したと。受け入れにちょっと課題があるようでありまして、今後改善したいということでありました。鳥取県の看護師協会にも依頼しておるとのことやら、待遇も改善を考えておると。保育士は勤務の改善を図り、働きやすい環境整備を進めたい。人脈を活用した動きも行っているところであると、そんな内容であります。

また、会計年度任用職員については、国の補填はあるのかということに対して、交付税で措置すると言われていた。だが、確証はないということでありました。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される議案第2号、3号、5号、6号、7号、20号、補正予算の計7件でありました。議案第2号の兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更及び議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更については、篠山市が丹波篠山市に名称変更になった、それに伴う改正であります。委員会として了承いたしました。

また、議案第5号、町集会施設条例の一部改正については、起債償還の終えた歌長、宮脇、内山公民館を地元は無償譲渡するもの、委員全員賛成で了承したところであります。

それから、議案第6号、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、国の働き方改革なり、そういう長時間労働の是正に基づき、公務における超過勤務の詳細規定がなかったことから、追加されるものであります。全員賛

成で、委員会として了承いたしました。

議案第7号、町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につきましては、学校教育法の改正に伴って、専門職大学などの規定が加わったことにより改正となるものがあります。全員賛成で、委員会として了承したところであります。

補正（第7号）については、ふるさと納税の減額の理由が意見としてありました。予想を下回ったということ、しかし、1月以降も寄附は続いていると、そんな状況の報告がありました。

また、夢ホールの債務負担の廃止は正規な手続かということに対しては、夢ホールの耐震化改善が大きく変化したことにより、新たな債務負担とすることにしたと。正規な方法であり、全員賛成で、委員会として了承したところであります。

また、教育長の任命同意につきましては、予定どおり議案提出すると、そういう報告でありました。

次に、議会事務局であります。報告事項はありません。協議事項については、1点、補正予算であります。いずれも委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を議長に申し出ました。それから、今回提出された大庭認定こども園早期整備についての要望書の件があります。正式な付託ではありませんが、委員会としては要望の趣旨は理解できるということにいたしました。ただし、署名者の区長は、区内の合意の反映された署名ではないということやら、その他、他者においても、多くが議論された結果での署名と、そういうことが感じられなかった。もう少し真摯な要望を求めたいという意見でありました。

以上で総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 委員長、そこで一旦質疑を受けます。

総務教育常任委員長の報告は終わりました。

協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） じゃあ、引き続き視察の報告をお願いします。

総務委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、引き続き、総務教育常任委員会の視察研修の報告を行いたいと思います。お手元にペーパーが出ておると思うんですが、ペーパーがありますから熟読していただくとして、簡単に報告したいと思います。

1月の16、17日、総務教育常任委員会のメンバーで視察を行いました。研修につきましては、16日に竜王町、滋賀県ですが、「英語でキラリ！竜王っ子の英語教育」について勉強しました。また、17日には、伊賀市の住民自治協議会について勉強いたしました。

それぞれに結果をつけておるんですが、まず竜王町ですが、視察の内容に基づいて、事前に提出した質問事項5項目についての説明を受け、質疑応答をしたものであります。

1番から5番で表記しておるんですが、このような5項目の質問を出しました。そういう中で、そもそも竜王町については、歓迎の挨拶、小森議長が挨拶してくれましたので、その中で拾ってみました。

竜王町については、誕生して、2年前に60周年を迎えた。ですから、平成の合併はしていないということでもありますね。人口は約1万2,000人、面積は44平方キロ、議会議員は12名、源義経元服の地であるというようなことでありました。産業では、工業団地を分譲して7区画のうち4区画が分譲済みであると。ダイハツ工業などの工場もあるようでありまして。道の駅は2カ所、特定道の駅に指定されているようでありまして。

また、最近では、三井アウトレットパークが名神のインターチェンジおりたところに来ておりまして、何万人の方がおいでになると、そんな場所であるようです。買い物したらすぐにインターから帰っていく状態であり、何とか波及効果を高めたいというような思いもあるようでありまして。

また、竜王町は近江牛発祥の地でありまして、情報発信、講談という技術、ぺんぺんという講談ですね、そんなことを通じて情報発信していると。また、鍋を囲んで笑顔の広がる「スキヤキ」プロジェクトというようなこともやっている。そんな若干共通したようなことがありました。

また、本題であります、「英語でキラリ！竜王っ子の英語教育」であります。そこに列挙しておるんですが、幼・小・中で一貫した英語教育に取り組み、英検3級の合格率が高いということ。国の中学校での英検3級取得率の目標は5割、竜王町は7割の中学生が英検3級を持っていると、そんな結果としての成果が出ているようでありまして。また、中学での読む、書く、聞く、話すにつなげるために、幼・小で素地をつくり、英語を自分の武器にできるような取り組みを進めていると。

次に、JTE、日本人の英語指導者が、小学校での英語指導のプログラムをコーディネートし、中学校に進学したときの小学校2校での学びの差をなくしてると。後で触れますが、このJTEの存在を力いっぱい評価されておりました。それから、その下、学びのグレードを4段階に分けた分析では、最上位、最下位の部分が全国平均、県平均より少ない。すなわち、全体レベルがある一定のところに、できるやつはできるじゃなくて、全体として伸びておると、そんなことを言われておりました。それから、ちょうど平成30年度にびわ湖ホールで全国英語研究大会があったようでありまして、1,100人の中で生徒たちが力いっぱい発表していたと、そんなこともありました。そういう中で、竹内委員の質問で、その下にあるんですが、社会学習で、外国人観光客の多い奈良に行くと、そんな現実的な取り組みも聞けたところであります。

それから、共通した部分で、森田委員の質問で、中学生の海外研修の個人負担ということがありまして、一律5万円を補助しているということ。以前は半額補助のときもあったが、研修に参加する中学生の数をふやすために一律5万円に減らしたということ。それから、大体1人当たり20万円ぐらいの研修のようでありまして。うちのように低所

得者への配慮、上乘せはしてないということでもあります。それから、あわせて、海外からのホームステイの受け入れに関して、前年度に海外からのホームステイを受け入れた家庭は次年度の海外派遣に行ける権利が得られる。このことも以前、この町でもしてきたようなことを感じたところであります。

それから、この英語教育を先行して行うことに対する理解なり、そういうものではありますが、教育現場の意見としては、文科省の授業の負担は大きいと感じている部分はあると思うが、得るものも大きいということ。それから、小学校の英語教育への抵抗は、これまでの積み重ねにより、現在はほとんどないという状態になっている。また、英語ができる町として、波及、発展への思いについては、JTE、これは日本人の英語教育者ですが、JTEが英語教育のキーマンということの認識があるようでありまして、担任とALT、外国人教師とのコミュニケーション授業のプログラムをつくって、担任の負担軽減につながるようにしていると。ずっと安定して、よいALTを確保することが大切であるということやら、結びの部分の一番最後、竜王町から町外の高校に行った子供から、高校に行って、ほかの授業はできないけど、英語の授業だけは人よりできると思ったと、そういうようなことを聞いたことがあるという先生の意見でありました。竜王町のときはみんなが頑張っているのが気がつかないけど、町外に出たときにそう思う。そんな環境で、知らず知らずのうちに英語が身についていると、そんなことであったようでもあります。

次に、研修事項、伊賀市の部分であります。これにつきましても、事前に14項目の質問を出しておりました。これについての質疑応答の形式で進めたところであります。

伊賀市の概要、本年の1月4日に新庁舎が開庁したようであります。私どもが視察の第1号という、とても歓迎を受けたところであります。伊賀市は、平成16年11月に、1市3町2村が合併して誕生したと。合併当時の人口は10万3,000人だったが、現在は9万4,000人に減少。議員数も、合併時は79人、第1回選挙で34人、第2回選挙で28人、現在は24人になっている。目標は22人ぐらいということをおっしゃっておられました。伊賀流忍者発祥の地、松尾芭蕉生誕の地であると、そういうことを誇っておられました。

研修事項につきましては、住民自治協議会で、住民自治組織についてはスタートが早かったのが、全国的に有名になったところがあると。だから、まだまだというところでもあると。伊賀流自治の仕組みは、平成16年12月議会で自治基本条例を制定して、その中に住民自治協議会を規定したと。組織自体は合併前からあったが、特徴としては、39の住民自治協議会に、地域活動拠点として伊賀市民活動センター、各39の組織の中にセンターを持っていると、嘱託職員を配置していると、そんなことで運営しとるようであります。

また、平成23年度から開始した地域包括交付金については、これまで市が地域に出していた補助金や区長への委託金などを再編してつくったと。組織設立時には100万

円の設立交付金を準備したということやら、それから、地域まちづくり計画や市との協議会との協定書に基づき地域包括交付金を支払ってきたが、平成31年度から減額の方  
向であるということ。これについては、とにかく一協議会の中に一つのセンターを置いて、そこに嘱託職員を配置してやっている、そんなことであります。

それから、地域包括交付金がすごい高いというか、相当以上のことがあるように感じました、一番最後のページでしょうか。中では、協議会によっては、交通の取り組みを行っている。比自岐地区住民自治協議会は、市が80%、地元が20%で、地域バスを運行している。こんな事案もありまして、同行した井上企画課長が最後に質問した部分で、地域包括交付金の財源については、一般財源のほか、一部は合併特例債で積んだ基金を使っているということ。また、組織づくりはどのように進めたのかということに対しては、住民自治協議会は、困り事ができたからというような形で、自然発生的なものではないと。条例等、制度をつくって、住民を誘導しながら行ったと。一定時期にまとめて地域に出向いて、組織の設立趣旨などを説明して回って協議会ができたということでもあります。かなり大変な状況だったということを知りました。また、自治基本条例も大切である。また、同時に、地域住民の意識の醸成も大切だと、そんなことを受けました。

一番末に、地域包括交付金のスタートは約1億4,000万円、3年前から1億7,000万円に増額しておると。交付金制度になる前の地域に支払われていた補助金等の総額は約1.6億円だったと。ですから、補助金なり交付金を整理して、こっちに、この協議会なり地域包括交付金に切りかえてきたということであるようでもあります。大変な交付金だなど、そんな気がしました。地域運営組織等の立ち上げにはいろんな方式があるなということを感じたところであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 委員長、御苦労さまでした。ありがとうございました。

次に、産業建設常任委員会が3月6日に開かれております。委員長から報告をお願いいたします。

岩本産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

3月6日、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、4課の所管事務調査を行いました。

まずは、牧場公園課でございます。報告事項は7件ありました。まず、来園者の状況ですが、ことしの冬は暖冬で、来園者は減少しましたと。特に2月は、今までのこの2月の来園者数の中で一番少なかったということでもございました。予定をしていましたスキー教室、7回も中止をいたしまして、雪像コンテストも縮小して、ミニミニ雪像コンテストとして、少ない雪でも雪像がつかれるように変更したということでもございます。

今後は、雪不足でも対応できるように、新規の事業を検討するというごさいました。

次に、但馬牧場公園施設整備事業についてごさいます。平成6年の開園から25年が経過をいたしました。特に人工芝のゲレンデの老朽化が著しく進行しているということで、景観、来園者の安全環境の観点から、早急な対応が必要ということで、過疎債を活用して修繕を行うということでごさいます。また、過疎債の交付税措置を除く実質負担額については、県から全額助成を受けて事業に取り組むということでごさいます。実施期間は、平成31年度ということでごさいます。

次に、協議事項でごさいます。今定例会に提出される新温泉町一般会計補正予算（第7号）の1件でごさいます。委員会として了承をいたしました。

次に、農林水産課でごさいます。報告事項は9件ありました。最初に、「兵庫美方地域の但馬牛システム」の世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定についてごさいます。昨年6月に国へ認定申請書を提出いたしまして、1次審査、2次審査を経て、結果、2月15日に、農林水産省より日本農業遺産の認定及び世界農業遺産への認定申請に係る承認の決定の通知がありました。兵庫県では初めての日本農業遺産の認定でごさいまして、畜産関係では日本初の認定となるということでごさいます。

ここで、若干の質疑がありました。日本遺産に認定され、但馬牛のPRや牛をふやす絶好のチャンスなので、増頭計画を立てるべきという質疑に対しまして、新温泉町だけではまだ決められないと。香美町とも協議を重ね、方向性を決めていくという答弁でごさいました。また、道の駅等に懸垂幕等を設置してはという質疑に対しまして、現在は本庁と支所に設置いたしまして、今後検討するという答弁でごさいました。

次に、鳥獣処理施設の設置管理についてごさいます。31年に入り、飯野地区で2回、事業説明会を行いました。建設地の経過と排水処理についての説明を行ったということでごさいます。排水処理は当面、貯留槽に一時貯留をした後、場外搬出処理をするということでごさいます。鳥獣処理施設はいつから稼働するのかということで、3月中に契約をいたしまして、6月には完成予定ということでごさいます。処理施設の管理方法についてですが、仮称ですが、新温泉町鳥獣処理施設条例並びに管理運営に必要な予算については、6月の定例会の提案に予定をしているということでごさいます。

ここで質疑がありました。処理施設の土地の売買契約は終わっているのかという質疑で、現在の土地の地権者の承諾はしているということでごさいます。また、施設の利用料を取る根拠はという質疑で、近隣の施設の単価と合わせているということでごさいました。また、個人が解体して、残渣を施設に持ってきた場合の受け入れはするのかという質疑で、今後協議をしていくということでごさいます。詳しい内容につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項でごさいます。議案第13号、新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正についてごさいます。委員会として了承をいたしました。

次に、議案第14号、新温泉町森林環境基金条例の制定についてでございます。採決をいたしまして、賛成多数で、委員会として了承することにいたしました。

次に、新温泉町一般会計補正予算（第7号）ですが、委員会として了承をいたしました。

次に、建設課でございます。報告事項は4件ありました。除雪作業及び積雪状況についてでございます。平成30年12月から平成31年2月までの除雪の出動回数は12回で、主に温泉地域の照来地区と八田地区ということでございます。そこで、除雪費で業者から不満等が出ていないのかということで、機械の固定費や待機料は見ています。委託経費といたしまして、全体で5,800万円をえているということでございます。今後、雪が積もらない年もあると思うので、機械の固定費、待機料等、次年度からは対応すべきということで、今後業者と協議を重ねていくということでございました。

次に、下夕山残土処分場の仕上げについてでございます。現在、最終段階に入ってきて、仕上げに適した土質のみを受け入れているということで、31年度には閉鎖を予定しているということでございます。受け入れが終わり次第、進入路道路を撤去するというところでございました。また、31年度には、浜坂自治区所有の山林を、協定に基づく環境整備ということで、整備を予定をしているということでございます。

次に、協議事項でございます。議案第18号、19号、町道路線の廃止及び認定についてでございます。これは、熊谷と歌長を結ぶ町道熊谷高山線でございます。県道久斗山今岡線の道路改良によりまして見通しが悪くなったため、町道の移管及び町道機能のつけかえを行うということでございました。委員会として了承いたしました。

次に、新温泉町一般会計補正予算（第7号）、また、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、追加予定議案で、町道健康公園線災害復旧工事請負変更契約の締結について、また、新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてです。これは台風21号による災害復旧工事でありまして、30年の6月に工事を着手はしましたが、想定外な湧水により、法面が崩落して工事がストップをしたと。その後、国、県と協議を重ねていき、2月に国費割り当ての変更ということで方針が決定をしたということでございます。契約内容は、平成29年国費相当分に変更するということでございます。変更前は約7,000万円の請負額でございましたが、変更後は約6,200万円の請負金額になります。この6,200万円が、平成29年度の国費相当分でございます。減額された約1,000万円を、31年に繰り越しをするということでございました。詳しい内容につきましては、委員会資料を御清覧ください。いずれも委員会として了承いたしました。

その他で3件ありましたが、詳しい内容につきましては、委員会資料を御清覧ください。

次に、商工観光課でございます。報告事項は12件ありました。最初に、温泉バイナリー発電施設停止についてでございます。現在も1号機、2号機ともに停止をしている

状態でございます。1月に県主催で、県、町、メーカー、施工業者による協議を行いました。故障の原因が冷却水に入っている不純物によるものというふうに断定をしたということでございます。その後、県、町、両名で業者に質問状を送って、現在その回答を待っているという状態でございます。回答期限は3月20日ということでございました。ここで質疑がありました。バイナリー発電の廃止は考えていないのかということで、廃止は考えたくはないが、維持管理がかかるというような答弁でございました。

次に、イベント事業の総括と今後の予定についてでございます。牛まつりの31年度事業計画の内容です。30年度同様なんです、バーベキュー大会の充実を図るということでございます。30年度の但馬“栃まつり”分の予算減、約100万円の対応が今後必要だということでございました。30年度の但馬“栃まつり”は、お土産事業を活用して実施をしていたということでございます。まだ、今後、財源の予測はついていないということでございました。質疑がありました。日本農業遺産を活用したイベント等をしてはということで、今後これも香美町との協議をしていくという答弁でございました。

次に、起業家支援事業でございます。このたび、国の31年度予算案に盛り込まれているわくわく地方生活実現政策パッケージというのを活用いたしまして、ミドル起業家支援事業と別枠で、東京23区からの移住者向けの起業支援を実施するという内容でございます。ミドル起業家支援事業は、35歳以上55歳未満の方で、補助額は100万円でございます。また、東京23区移住者枠は、5年以上、23区に在住または通勤をしていた者で、県内に移住し起業を目指す者として、これも補助額は100万円でございます。

次に、協議事項でございます。議案第22号、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。これはワンちゃん夢ハウスでございます。委員会として了承をいたしました。

次に、新温泉一般会計補正予算（第7号）についてでございます。これも委員会として了承いたしました。

その他、このたび世界ジオパークの再認定が決まりまして、4年間の再認定ということでございます。要望書がありました。平成31年度新温泉町商工会並びに中小企業政策にかかわる要望についてと、漁業活性化推進についての要望書でございます。いずれも当局で適切な対応を要請することといたしました。

次に、閉会中の継続調査についてでございますが、引き続き議長に申し入れをいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終わります。

岩本委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が3月7日に開かれております。1月に視察研修が実施されておりますので、委員長及び副委員長から報告をお願いいたします。

まず最初に、谷口委員長、お願いします。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 環境福祉常任委員会の報告を行います。

3月7日木曜日に行いました。健康福祉課であります。報告事項が16件ございました。

このうち、(6)の新温泉町介護職員初任者研修等受講者支援事業助成金交付要綱の制定についてであります。町内介護事業所に従事する人材を確保、育成し、介護サービスの必要な人に、より高い水準のサービスが提供できるように実施されるものであります。

次の(7)の新温泉町高齢者等住宅改造助成事業補助金交付要綱の一部改正については、兵庫県の人生いきいき住宅助成事業実施要綱の改正に伴い、助成対象限度額を、改造箇所ごとの限度額になっていたものを、1戸当たり100万円を限度とする改正であります。

(2)の新温泉町高齢者福祉タクシー助成事業実施要綱の一部改正についてであります。町長の所信表明でも強調されたところでありますが、対象者が拡大されることとなりました。満75歳以上の高齢者、または満65歳以上の重度心身障がい者が属する世帯と拡大をされることとなります。その他詳細は、資料を御清覧いただきたいと存じます。

協議事項であります。議案第12号、新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正でございますが、国の基準の改正に伴うものであります。

次に、議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。新温泉町高齢者生活福祉センター、もみじホールを町社会福祉協議会を継続して指定管理者とするものであります。いずれの議案も異議なく了承をいたしました。

次の議案第23号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）については、異議なく了承をいたしております。また、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）、議案第25号、平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、さらに、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）については、いずれも異論もなく了承をいたしました。

次に、町民課であります。報告事項6件がありました。(3)の平成30年度の廃棄物施設の取り組み状況についての中で、ごみ量の推移の検証がなされております。ごみ排出量の原単位は、燃やすごみ、資源ごみ、ともに増加していることや、燃やすごみ、燃やさないごみ、特に粗大ごみの直接搬入の増加が顕著であり、正確な現状分析と対応が必要なこと、また、2018年度岸田川クリーン作戦の住民周知、広報のあり方について

不十分であることや、国道178号線浜坂駅裏の私有地への不法投棄への対応の経過について、町行政が何をしなければならぬのか法的根拠も示し、速やかな対応が求められていることなどの指摘がありました。

(5)の消防・防災・防犯・交通安全関係諸報告について、それぞれ重要な案件が記載されておりますが、特に新温泉町防災会議が2月18日に開催され、地域防災計画の見直しがされております。詳細が報告されておられませんので、資料の提出と当委員会での協議が必要であることを指摘しておきました。

協議事項であります。議案第4号、北但行政事務組合理約の変更についてであります。北但行政事務組合議会の議員定数削減案であります。委員の皆さんは全員賛成でしたが、委員長、私は反対の意思を表明しております。

次に、議案第8号、新温泉町クリーンセンター条例の廃止についてあります。御承知のとおり、焼却炉等の撤去、公園整備が完了したもとの、この条例を廃止をして、次の田井公園条例の制定となるものであります。

議案第9号は、新温泉町田井公園条例の制定についてであります。

議案第10号、新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、関係法令の改正に伴い、貸付金利息、償還方法、保証人の扱い、延滞利率等を改正するものであります。

議案第11号、新温泉町消防賞じゅつ金等及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正についてであります。支給基準を消防庁の規定に準じて所要の改正をするものであります。それぞれ異論なく了承をいたしました。

議案第23号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）については、皆さん異論がなく了承をいたしております。

次に、上下水道課であります。報告事項3件、下水道接続率報告書、漏水、漏湯、濁水事故報告書、発注状況及び進捗状況については、資料を御清覧いただきたいと思っております。

また、協議事項について、議案第23号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についても、異論なく了承いたしております。

議案第28号、平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第5号）、議案第29号、平成30年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）については、いずれも了承をいたしております。

最後に、公立浜坂病院であります。報告事項、7項ありますが、公立浜坂病院のあり方検討委員会報告書、さらに、新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則の一部改正等がありました。

(2)の利用状況、(3)の資金不足の状況等について、職員の皆さんの努力が実り、経営状況の改善が顕著となっております。

(7)の新温泉町医療技術者育成奨学金貸与規則の一部改正についてであります。看護

師等の医療技術者の確保等に資するために、これまで月額5万円以内の貸与額であったものを月額8万円以内に引き上げ、入学初年度に入学準備金等40万円以内を貸与することを加えるものであります。近隣市町村、この但馬内の自治体は大幅に上回り、鳥取県の自治体にもまさるとも劣らない内容になっております。

協議事項であります。議案第15号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、看護師の夜勤手当の引き上げであります。また、議案第30号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第5号）について、いずれも了承をいたしたところであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終わります。

谷口委員長、ありがとうございました。

続いて、視察研修について報告をお願いします。

浜田副委員長。

○環境福祉常任委員会副委員長（浜田 直子君） 環境福祉常任委員会の視察研修について報告させていただきます。

平成31年1月24日に、滋賀県米原市大野木の一般社団法人大野木長寿村まちづくり会の視察で、大野木たまり場（よりどころ）に伺わせていただきました。議長より歓迎の御挨拶をいただきました。平成27年度に、介護保険制度改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を活用している事例です。平成29年2月には、総務大臣よりふるさとづくり大賞団体表彰を受けておられます。

出席者は、環境福祉常任委員会メンバーです。目的は、地域訪問型サービス事業及び移動支援サービス事業としての地域寄り添いサービス事業について、先進地である米原市の事業内容、利用状況、課題を学ぶ。総合事業における行政と地域の役割分担、住民主体による事業立ち上げに対する行政のかかわり方について、大野木長寿村まちづくり会を例に学ぶ。

本町と米原市の対比。面積はほぼ同じで、合併も同じところに4町で合併しています。人口は3万9,295人と、当町より多いです。高齢者割合も28.49%と低く、後期高齢者数も低いです。世帯数は約1万4,000世帯で、3倍となっております。自治会数は逆に少なくなっております。

米原市の総合事業の取り組みとして、まず、米原市の職員よりお話を伺いました。方向性は、合併当時の一体感を目的とした市内全域を対象とするものから、地域活動圏、旧町を意識した取り組みに移行、さらに、自治会を単位とした地域お茶の間創造事業と総合事業を活用した自治会圏形成へ取り組んでいます。各自治会等の地域の特色や自主性を大切にされている、それが大野木の活動にも生かされていると感じました。

地域お茶の間創造事業として、支援が必要な人を地域で支えるコミュニケーション拠点、居場所づくりをされています。それに加え、元気な高齢者が活躍できる場、互助による地域の活性化を図っています。関係補助金といたしまして、立ち上げ支援事業1団体上限2万円、地域支え合い活動事業1団体上限年間10万円、居場所づくり事業、居場所設置事業、介護予防活動拠点事業、地域まるごと拠点事業等、支援を手厚くされています。

居場所と総合事業との関係。自主的な通いで体操、運動、交流の場、通所型サービスB、住民主体の自主活動として行う生活支援、通所型サービスB、D等を活用しています。総合事業の取り組みとして、地域訪問型サービス事業を対象世帯に生活支援を行う。生活支援基本チェック該当者と要支援1は週1回まで、要支援2は週2回まで。基本提供時間、1回1時間以内。団体への補助額、1時間当たり790円以内。加算、サービス担当者会議等の出席が250円。居宅への食事配達及び安否確認、1食160円。地域寄り添いサービス事業、訪問型サービスD、地域世帯に移動支援を行い、基本チェック該当者と要支援1は週1回等、活動をしています。地域通所型サービス、通所型サービスB、当初、地域お茶の間創造事業の居場所づくり事業と組み合わせて制度開始したが、対象者が基本チェック該当者や要支援該当者に限定されてしまった。地域づくりの観点から対象者を広く求めるため、平成30年3月で廃止。

○議長（中井 勝君） 浜田議員、もう少しかいつまんで報告をお願いします。もう議員にはみんな配付してありますので。

○環境福祉常任委員会副委員長（浜田 直子君） 書いてある。そうですね、はい、ありがとうございます。

続いて、一般財団法人大野木長寿村まちづくり会より説明を伺いました。この地域は人口300人ほどと少ないですが、設立の経緯として、平成20年に、限界集落となる危険性から検討委員会を立ち上げ、2年間検討し、地区としてはせずに、有志として取り組みました。そこから平成23年に設立し、29年に一般社団法人へ移行しています。理念として、インフォーマル、有償、インクルーシブとしています。

高齢者支援訪問事業、活動内容として高齢者支援事業、高齢者ビジネス、そこを発展した事業としての付き添い移動サービスとなっています。そのほかにも、貸し借り農園、インクル出前、要支援者の受け皿総合事業へと発展しています。そのほか、水曜のたまり場開放やサマーレビューを開始したりしています。

質疑応答として、財政及び保険料負担について、事業について積極的に取り組んでいる。そのような質疑に対し、住民負担について、国基準9段階を米原市では13段階に細分化し、低所得者層の負担を軽減し、収入の多い層にはより多くの負担をお願いしていると回答が得られました。

研修を終えて、市として先進的な取り組みを行っているとおっしゃいましたが、実際には地域住民が国の制度と今後の情勢をよく勉強されており、市を引っ張るような状態で連携

して取り組んでおられました。

まず、この研修を通して、集まることの大切さ、そのための場所が必要ととても感じました。行政からの提案や指導で事業を始めるのではなく、地域の方々がつながりやネットワークを築き上げていく上での事業展開でこそ、事業が継続し発展している先進事例と感じました。そうすることにより、住民の安心と信頼が膨らみ、対象の年齢層だけの制度活用にとどまらず、子供も若い世代も交流がふえ、笑顔もふえていると感じました。

退職された方たちが中枢となり、何年も取り組み、世代交代もでき、継続可能な地域の活動を目の当たりにして、地域を思う気持ちが活動を継続し、また、次の世代も含めた住民の生きがいにつながっていくのだと強く感じました。今後、今回の視察研修をよりよいまちづくりに生かしていきたいと思います。

以上をもちまして環境福祉常任委員会の視察研修の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 浜田副委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が3月1日に開かれております。委員長から報告をお願いします。

平澤委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について報告いたします。

3月1日、本会議の閉会後に委員会を開催し、4月25日木曜日に発行予定の議会だより第54号の編集方針について協議いたしました。今回は28ページ立てで予定しています。原稿依頼に関しては、3月20日過ぎの予定です。遅くとも会期中には送らせていただきます。締め切りは3月29日金曜日としますので、該当される方はよろしくをお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 平澤委員長、ありがとうございました。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が3月8日に開かれております。その報告をお願いします。

3番、阪本晴良君。

○美方郡広域事務組合議会議員（阪本 晴良君） それでは、平成31年第1回美方郡広域事務組合議会定例会が、3月8日午後1時30分から美方郡広域事務組合議場におきまして開催されましたので、その御報告をさせていただきます。

初めに、香美町選出の欠員の補充といたしまして、東垣典雄氏の議席の指定がありました。議案につきましては、議員発議が1件、町長提案では条例案が6件、事件案が2件、補正予算案2件、当初予算案が2件の合計13件でありました。

まず、議員発議第1号であります。美方郡広域事務組合議会委員会条例の制定についてであります。提案理由は、農業共済の県下一組合化によるその後の議員定数の見直し

の必要性について、正副議長会であったり全員協議会などを開催して、議会運営委員会を設けて協議するべきとの方針が決定されたことに伴いまして、委員会条例を制定するというものであります。条例の内容につきましては、標準条例をもとに、常任委員会の部分を削除して、議会運営委員会と特別委員会を設置する規定となっております。主な内容は、議会運営委員会の委員定数は4人、両町2名を想定しております。任期は2年です。原案どおり、全会一致で可決されました。

なお、続いて開かれました全員協議会におきまして、議会運営委員会は、組合の議長はオブザーバー参加、組合の副議長がそれぞれ当該の町から委員として選出され、委員長となるということが確認されました。委員は、次の5月の臨時会で提案されて決定する予定であります。

次に、議案第1号、美方郡広域事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。提案理由は、国における働き方改革の一環として、時間外労働の上限が人事院規則で定められたことにより条例改正するものであります。改正内容は、全て規則に委任されております。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、議案第2号、美方郡広域事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。提案理由は、学校教育法の一部改正により、本年4月1日から専門職大学が設置されることになり、条例の適用条項のずれを改正するものであります。質疑の後、原案どおり、全会一致で可決されました。

続きまして、美方郡広域事務組合消防賞じゅつ金等及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正についてであります。提案理由は、障がい者の等級を定める基準が政令から省令への変更を受けて改正するものであります。内容は、文言の改正と、傷病見舞金では支給額が少しアップしております。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、美方郡広域事務組合負担金に関する条例の一部改正についてであります。提案理由は、昨年12月の本会議で、この議会で美方郡農村総合研修センターをたじま農協へ譲渡することにする規約改正により、財産処分を議決いたしました。この変更後の規約に基づき条例と号数を整合させるため、改正するものであります。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、議案第5号、美方郡広域事務組合農業共済組合基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。提案理由は、昨年11月の農業共済制度改革に伴う農業共済条例の全部改正を行いました。県の許可がありましたので、条例中の文言や条数を整合させるため、改正するものであります。原案どおり、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第6号です。美方郡農村総合研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。提案理由は、美方郡農村総合研修センターの譲渡により、設管条例を廃止するものです。あわせて、規則も廃止ということでありました。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号、平成31年度美方郡広域事務組合農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価についてであります。提案説明では、平成31年度の農業共済事業で、共済加入者に賦課する一般事務費の賦課総額を641万8,000円と定め、それぞれの共済事業における賦課単価を決定するものであります。前年比125万2,000円、16%の減でありました。原案どおり、全員一致で可決されました。

次に、議案第8号、農作物共済特別積立金の取り崩しについてであります。提案説明では、農作物共済の特別積立金から50万8,000円以内を取り崩し、水稻損害防止事業に充当するというものであります。積立金残高の支払い余力は9.7倍であり、基準である5倍を超えているということでありました。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、議案第9号、平成30年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ59万5,000円を減額し、総額を7億8,611万8,000円にしようとするものであります。概要は、消防本部訓練棟修繕工事が事業完了したことに伴いまして、減額補正とするものであります。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、議案第10号、平成30年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第4号）であります。農業共済事業の各勘定の決算を見込む中で、農作物・果樹業務勘定が減額となり、畜産勘定が増額となりました。合計で収入を289万円、支出を849万円の増額補正とするものであります。家畜共済金の不足額545万3,000円は、家畜勘定留保資金を充てるという内容でありました。原案どおり、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号、平成31年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算であります。歳入歳出の総額を8億1,451万9,000円と定めるものであります。前年度より2,594万4,000円の増額予算でありました。多言語通報システムの導入、緊急シミュレーション人形の更新、はしご車のオーバーホール、香住分署のポンプ車の更新等の予算が組まれておりました。質疑の後、原案どおり、全会一致で可決されました。

最後に、議案第12号、平成31年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計予算であります。各勘定の合計額を2億1,760万8,000円とするものであります。前年比556万8,000円の減額予算となっておりますが、これは、農業共済制度改正に伴い、家畜共済勘定が減額となったことによるものと説明がありました。質疑の後、原案どおり、全会一致で可決されました。

以上で平成31年度第1回美方郡広域事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

---

日程第2 議案第2号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第2号、兵庫県町議会議員公務災害補償組  
合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成31年5月1日付、篠山市の名称の  
変更に伴うもので、提案するものであります。

○議長（中井 勝君） 詳しい内容は、総務課長。

じゃあ、仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第2号、兵庫県町議会議員公務災害補償組  
合規約の変更について御説明を申し上げます。

審議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。規約の新旧対照表でございま  
す。組合規約第2条、組合を構成する地方公共団体の規定に基づく別表中、提案理由に  
もございましたとおり、中段にあります「篠山市」が名称変更によって「丹波篠山市」  
となるため、それを改正するものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則で、この規約は平成31年5月1  
日から施行いたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され  
ました。

---

### 日程第3 議案第3号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組  
合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 提案理由の説明をいたします。これも、先ほどの、平成31年

5月1日付、篠山市の名称が変更になるものであります。以上であります。

○議長（中井 勝君） 詳しくは、総務課長。

仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第3号になります。兵庫県市町村職員退職手当組規約の変更について御説明を申し上げます。

審議資料の2ページの規約新旧対照表をごらんいただきたいと思います。組規約第2条、組合を構成する市町村の規定に基づく別表第1号表中、及び第5条第2項の議会の組織の規定に基づく別表第2号表中第4区の欄にそれぞれある「篠山市」を「丹波篠山市」に改めるものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則で、この規約は平成31年5月1日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。40分まで。

午前10時24分休憩

午前10時40分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

#### 日程第4 議案第4号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第4号、北但行政事務組規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、北但行政事務組の議会議員定数を12

人に変更するため、規約変更を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 議案第4号、北但行政事務組合格約の変更について御説明申し上げます。

規約改正の理由といたしましては、このたび北但行政事務組合組織の見直しを検討した結果、議員定数を「16人」から「12人」に改めるため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

説明の都合上、審議資料3ページの新旧対照表をごらんください。変更内容といたしましては、組合格約の第5条第1項の組合の議会議員の定数及び構成市町選出議員数に関する規定におきまして、組合の議員定数を見直し、「16人」を「12人」に変更いたします。また、構成市町選出議員数は、均等割を各1名とし、残り9名を直近の国勢調査人口の比率で案分して算出したものを採用することといたします。その結果、関係市町の選出議員数を、豊岡市は「10人」を「8人」に、香美町は「3人」を「2人」に、新温泉町は「3人」を「2人」にそれぞれ変更するものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この規約は平成31年11月1日から施行することとしています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 組織の見直しということでもありますけども、その理由は何でしょうか。18人という定数は、これは当然、竹野にクリーンパーク北但をつくる時の確かに定数であるわけですが、それが運営に変わったからといって、なぜ人数を減らさなければならないのか、そのことについてお答えください。20年後には新しい施設を建てかえるというような当初の計画でもあるわけですが、そのときになったらまたふやすんでしょうか。その点をお尋ねいたします。

それから、なぜこういう性格の事業で、いわゆる人口割なるものでやらなければならないのか。もう初めから、これだったら豊岡の意向が全てだと。豊岡が右向けと言ったら右向け、左向けと言ったら左向け、こういった内容になっておりますけども、そうなるんですけども。今回、香美町も新温泉町も、こういったことも是正すべきだという意見も議員からも出ていたはずであります。その2つの点についてお答えください。

○議長（中井 勝君） 中井次郎君、質問の中に定数18と言いましたけど、定数16ですよ。

○議員（6番 中井 次郎君） 済みません。

○議長（中井 勝君） じゃあ、答弁を。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 北但の管理者の提案理由の中に、施設ができ上がって、順調な施設運営はできているという中で、これまで十分論議して、いろいろな課題も一部残ってはいるけど、これまでのような建設に係る論議はほぼ終了して、現在、そういう水銀値が高くなったとか、基本的には運営に係る質問が大半であるということで、論議する、何ていいますか、課題というのが大きく減っているというふうな提案理由でありました。今後の運営については、議員定数は減るわけですけど、管理運営にかかわる事項、内容ということで、議員定数が減っても十分対応できるのではないかと、そういう管理者の提案でありました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 「18」と申し上げたそうでありますので、「16」に訂正をよろしくをお願いします。

もう1点、豊岡市が前は10人、これが今回は8人、香美町、新温泉町がそれぞれ2人ずつということで、当初から豊岡市の意向で議会は運営されると、そういう内容に、私自身も出ておって見受けられるんです。やっぱりこういう事業の内容からすれば、人口割がどうかこうとかという話は通用しないと。やっぱりどの市町にもそれだけの人数を振り分けるべきだと。

それから、運営で安定してるって言われますけども、水銀の発生はその後とまっではないんです。そういう水銀値が出て炉が停止をしたということは、今後炉が古くなってくればなるほど、そういうことにも当然配慮が必要なわけで、人数的な差というか、こういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この件については、それぞれの香美町、新温泉町の議員の御意見も踏まえた上で、こういう提案がなされたと聞いております。一部、従来どおりの人数でという意見もあったようではありますが、それぞれの香美町、新温泉町の議員の意見集約の結果、このように減ったということでもあります。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し……（「討論」と呼ぶ者あり）討論があるようです。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず最初に、本案に対し、反対者の発言を許可します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、議案第4号、北但行政事務組合規約の変更について、反対討論をいたします。

この規約は、竹野にある廃棄物処理焼却場の運営に関することが主とする北但行政事務組合の議会の構成がえ、いわゆる定数をいろいろものであります。現在16名を今度は12名ということになるわけでありましたが、これ自身が当然、私は、その後、運営の中でも水銀等の数値が上がるなり、そういったことについてをチェックする機能が議会にも必要だということで、定数を減らすべきではありません。

それから、もう1点は、この人口割によって、それぞれ豊岡市を8人、香美町を2人、新温泉町を2人と、このような形で、当初から豊岡市の意向が優先されるような議会構成を行うということは、やはりこういう施設にはふさわしくない、事業にはふさわしくないと思います。したがって、私は、今回の組合規約の変更について反対をいたします。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） それでは、北但行政事務組合規約の変更についての賛成の討論を行いたいと思います。

クリーンパーク北但が現実的な運営をしております、3年の経過の中で非常に順調な運営をしていると。というところから、私は賛成したいと思います。

今、反対の中に、炉の停止とか、そういう部分がありました。通常の基準値よりはもっとハイレベルの基準値を持ったことによって、炉のストップが年に1回なり2回なり、そんなことが発生しております。その内容は、要はそこに至る経過は、やっぱり地元の皆さんにより安全な施設運営ということで、そういうところから高い基準値を設けました。多くが、排出される各市町のごみの中に水銀の体温計とかそういうものがあって、それを感知して機械停止。ですから、すごい、ほかの施設にはないほどの安全対策というか、安全基準を設けていると。そういう起点では、ストップする回数がふえても、それは皆さんのため、皆さんが望んだことということで十分理解できるし、そういう運営をしていってくれるってことは一番大きな安全な材料だと、そんなことを認識しております。

経過する中で、大きなトラブルもなく、緊急に補うこともありませんし、そういうところからいえば通常の監視体制でいけるというところから、この各議員の定数についても提案どおりいけばと、賛成したいと思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） ほかに討論ありますか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 反対討論を行います。北但行政事務組合規約の変更についてであります。

北但行政事務組合は、1市2町のごみ処理施設を運営するのみならず、地方自治体の最も大切な業務であり、また、基本的な業務の一つであります。このごみ処理行政の根幹を担っている事務組合でもあり、議会でもあります。先ほども議論がありましたよう

に、このたびの削減の提案は、香美町、新温泉町、いずれも豊岡市と比較をして削減率が高くなるんですね。ですので、この削減のあり方そのものが公平性を欠くということをもまず指摘をしておきたいと思います。同じ削減をするにしても、豊岡市をもう少し削減するという検討があるべきではなかったかと思います。

さらに、施設建設の事業が完了したといえども、重要な議会であるということであり、今後地球温暖化が一層進む中で、将来のごみ処理はどうあればよいのか、調査や研究が持続的に必要となります。そして、その上で、次の処理方針を定めていかねばなりません。人間社会の生活が豊かになればなるほど、ごみ量が増加をします。その削減が大変困難となってまいります。一層重要度を増すこの困難な課題を持つ北但行政事務組合の議員定数の削減というのは、時代に逆行するものではないでしょうか。しっかり検討を要する課題だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数です。12名です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第5号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第5号、新温泉町集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、歌長公民館を歌長区へ、宮脇公民館を宮脇区へ、内山公民館を内山区へそれぞれ譲渡するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 議案第5号、新温泉町集会施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

それぞれの施設の建築時に借り入れた町債の完済に伴い、各区にある公民館を地元へ無償譲渡するものです。なお、各区から、施設建築時にそれぞれ建築費の一部を寄附し

ていただいております。

審議資料の4ページをごらんいただきたいと思います。条例の新旧対照表で、第2条の表中、歌長公民館の項から内山公民館の項までを削除いたします。なお、譲渡に当たっては、この条例を認めていただいて、行政財産の用途を廃止して普通財産とし、各区との譲渡契約を締結いたします。

また、譲渡の根拠でございますが、新温泉町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第3号によるものでございます。簡単に申し上げますと、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときはそれを譲渡することができるということでございます。それで、第3号で、公用または公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合、その寄附者に譲渡することができるという規定がありますので、これを根拠とするものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） こういった公民館等の管理についてのことなんですけれども、町の施設については、ほとんどの施設が不動産登記法上の登記はされていないと認識していますけれども、今後集落ということになると、集落自体も法人格を持ってない集落もありますし、登記等を予定しておられないのかなと思うんですけれども、そういう場合に、権利は各集落にあるんだけど、例えば何か権利にかかわることが発生したときに、また町長が代理するというようなことが起こり得るのではないかなということも想定するんですけれども、そのあたりについての現在の準備状況といいますか、どういうふうに想定されているのかについてお聞きできますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 御指摘のとおり、ただいまこの物件については登記がなされておりません。この譲渡に当たって、譲渡された後に各区で、必要に応じてといいますか、表示登記をして保存登記ということになろうと思いますけど、その所有者というのをどういうふうにするかというのは、各区で対応していただくということでございます。これまで譲渡した物件もかなりございますが、それぞれ今現状でそういった登記がどの程度なされているかというのは、全部は調査しておりません。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） その場合に、例えばなんですけれども、何か建物等施設によって事故が発生したとか、要は、何らかの事故が生じたとき、このあたりについて、結局法人格のない集落等がその責任を負うというような格好になってきたりする可能性

もゼロではないのかなと思うんですけども、それについての町のかかわりというのは、どんなことが予定されているのかについてお聞きできますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 各区に譲渡いたしますので、その後については各区で対応していただくというのが原則だと考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を終結します。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、議案第 6 号、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められること等を踏まえ、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 議案第 6 号、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、国における働き方改革のうち、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において罰則付きの時間外労働の上限規制が導入され、原則として、平成 31 年 4 月から施行されることになっております。このような民間労働法制の動向を受けて、人事院において超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講じるとされたことを踏まえて、地方公務員においても同様の措置を講じる必要があるため、改正するものです。

それでは、審議資料の 5 ページをごらんいただきたいと思っております。条例の新旧対照表でございます。第 3 条第 2 項で、再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規定がなか

ったために追加するものです。次に、第4条第2項ただし書き中、「管理者」とあるのを「町長」と表現を改めます。第8条では時間外勤務について定めておりますけれども、第3項を新たに追加し、必要とする事項を規則委任するものでございます。

それでは、委任先の新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について御説明いたしたいと思っておりますので、審議資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。

第8条においては、第1項及び第2項とも表現を改めるものでございます。

次に、現行の第8条の2を第8条の2の2として、第8条の次に第8条の2とし、条例で規則委任する内容として、公務のため、臨時または緊急の必要がある場合に、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を定める1条を加えるものです。第1項では第1号及び第2号に分けて、第2号では他律的業務の比重が高い部署、第1号ではそれ以外として、それぞれ上限を示しております。ここでいう他律的業務といいますのは、国においては国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得るとされておりますけれども、地方公共団体においては、例えば地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得ると考えられております。

そこで、第1号では1カ月45時間かつ1年360時間とし、第2号では1カ月100時間未満かつ1年720時間かつ、2から6カ月平均で80時間、さらに月45時間を超えるのは六月までとしております。第2項では、第1項の上限の特例として、災害等の理由により、任命権者が認めた業務に従事する場合または従事していた場合に、規定する上限を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、時間外勤務命令の上限は適用しないとするものでございます。第3項は、第2項による場合でも、当該を超えた部分の時間外勤務を必要最小限とし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集して、当該時間外勤務の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6カ月以内に、当該時間外勤務の要因の整理、それから分析及び検証を行う必要があることを明記しております。第4項では、このほか時間外勤務の上限に関し、必要な事項は町長が別途定めるとするものです。また、第8条の12において、引用する条の変更に伴い改めるものです。

この規則は、附則で、平成31年4月1日からの施行とし、経過措置としては、他律的業務に関する規定で複数月の平均上限時間の適用については、平成31年4月以降の期間に限るということとしております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行する。しかし、この条例による改正後の条例第3条第2項及び第4条第2項の規定は、公布の日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 審議資料の6ページですね。改正案のところで、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限というのは、括弧、項目があるわけですが、そのところには、例えば1カ月においては45時間、それから1年においては、時間外勤務を命ずる時間については360時間、それから、その次のイですね、これについては720時間というのは、時間数が書いてあるわけですが、今、ここまで命令をできると。そうすると、この前の決算で300とか500時間とか職員にしてはそういう時間外勤務をやってるってということで、決算議会でも問題になったわけですが、そういうことが現実にはもう認められるのか。

それで、一つは、働き方改革というのが全国的にいろんな職場でやられてるわけですが、何か中身を見てたら、反対に残業時間をそこまで拡大していいように見えるんですけども、ちょっとそこら辺のどこを答えてください。一体、後退じゃないかなと、見てる限りではね。どうなんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） さきの決算におきまして、時間外勤務、監査指摘でもあったわけですが、その要因といいますのが、昨年度の台風災害であったり、そういった特殊な要件に基づいて時間外勤務がふえたということでございます。このたびの改正におきましても、基本的には45時間、360時間としながら、先ほど説明しました他律的業務というような場合には、その上限がそれぞれ100時間未満、年間720時間ということで定められたり、さらに、大規模災害とか発生した場合の対応については特例業務ということで、その時間外の制限がないということでございます。

しかし、後退ということではなしに、国家公務員におきましても、人事院の規則でそういった上限の指針というのが定められておったわけですが、それが規則できちっと位置づけられたということがあります。さらに、労働基準法においても、そういった上限が規定されて罰則規定も定められたということでございます。国家公務員も人事院規則の改正に伴って、そういった上限規制がされたということを受けて、地方公務員においても同じような格好で、このたび規定をさせていただいたということですので、後退というわけではないというふうに理解をしております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 私も、新旧対照表8ページの8条の2の(1)ですね。ここに職員の区分がされているわけですが、手前のア、イと(ア)、(イ)、それぞれどういう職員なのかということをもう一度、ちょっと説明をしてください。

それから、いわゆる過労死が問題になって残業時間の制約を加えようという、あるいは働き方改革をしようという議論が進んでいるわけですけど、そもそも過労死ラインというのは何時間という認識されているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） さきに質問のありました、改正案の8条の2の(1)のA、Iのことだと理解をしますが、AにつきましてはIに掲げる職員以外ということでございますが、通常の場合というふうに考えていただければと思います。通常のパターンが月に45時間、1年は360時間ということでございますし、Iの職員というのは、そこに書いてありますように、部署異動によって、他律的業務からこちらのそれ以外の業務に部署異動があった場合ということの上限をここで示しております。

それから、過労死ラインというのは何時間だということでございますが、過労死ラインというのは月100時間というふうにされてるということで、このたび、この上限規制を入れる場合に100時間未満と。未満としたのは、そういったことがあることだということ、通知ではなされております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 大臣告示で通常一月45時間、年間360時間というふうにされているではありませんか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 御指摘のとおりで、労働基準法においても、そのように定められているということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。（「討論」と呼ぶ者あり）

それでは、討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第6号、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

長時間労働による過労や睡眠不足が原因で脳や心臓に大きな負担となり、脳血管障がいや心筋梗塞など、重大な病気を発症したり、死に至ることもあることが明らかになっています。発症前、一月から6カ月の時間外労働が45時間を超えると徐々に過労死の関連性が高くなり、平均80時間を超えれば、ほぼ過労死が認定をされています。条例、規則でも月45時間、年360時間内の勤務を上限とする、こういう規定にすべきではないでしょうか。

しかし、特に他律的業務の部署の職員は、1カ月100時間、1年間720時間もの長時間勤務を命ずることができる規則になることとなります。過労死の問題が大きな社会問題となり、だからこそ働き方改革が期待をされているのに、この規定では逆行することになり、認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立13名です。賛成多数です。本案を、原案のとおり決定いたします。

---

#### 日程第7 議案第7号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第7号、新温泉町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 議案第7号、新温泉町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由にあります、学校教育法の一部改正の概要につきましては、大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けるものでございます。

それでは、審議資料11ページをごらんいただきたいと思います。条例の新旧対照表でございます。第4条第2号中、学校教育法の条文を引用しておりますけれども、同法の改正により第104条において項ずれが生じ、第4項が同条第7項となるものでございます。これにつきましては、2項、3項、6項にそれぞれ専門職大学、専門職大学院、専門職短期大学に関する規定が新たに加わることによるものでございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則として、第1条で、この条例は平成31年4月1日から施行するとし、第2条では、改正後の本条例第4条第2号の教育

課程に改正前の学校教育法に規定する大学の教育課程に相当する教育として認められていたものを含むとしております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 8 号

○議長（中井 勝君） 日程第 8、議案第 8 号、新温泉町クリーンセンター条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町クリーンセンターの解体に伴い、条例の廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民課長が御説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） それでは、議案第 8 号、新温泉町クリーンセンター条例の廃止について御説明を申し上げます。

平成 4 年から稼働してまいりました新温泉町クリーンセンターにつきましては、クリーンパーク北但の稼働により、その役割を終えまして、平成 29 年度、30 年度に焼却施設の解体撤去を含む田井公園整備工事を実施いたしました。これに伴いまして、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、附則期日を、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしております。また、経過措置といたしまして、この条例の施行前に課した、または課すべきであった手数料の取り扱いについては、なお従前の例によることとしております。

なお、審議資料の 12 ページと 13 ページに、本条例の廃止に伴い廃止する新温泉町

クリーンセンター管理規則を廃止する規則と、新温泉町クリーンセンター環境保全委員会規程を廃止する規程をつけております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 1点確認します。クリーンセンター条例の第3条、一般廃棄物の処理計画、この業務についてはどうされるかということ。それと、田井公園の平面図が資料に、17ページにあるわけですが、田井公園というのは全てをもって田井公園でしょうか。それから施設の中に管理棟があるんですが、管理棟はどういう扱いになるのかなということ、そのあたりを聞いてみたいと思います。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 一般廃棄物処理計画につきましては、現在もちろんありますし、その見直しを次年度にも計画いたしているところでございます。ですので、この条例を廃止いたしましても一般廃棄物処理計画は引き続き、廃掃法で規定されておりますので、それについては作成していくということでございます。

田井公園につきましては、とりあえず全区域を田井公園とするということでございます。現在あるクリーンセンターがそのまま田井公園ということで、中に管理棟がございしますが、管理棟につきましては、今後、文書庫等での活用を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 多くは申しませんが、要は3条はどこがするかという決めというか、それは必要ではないのかなと。同時に、この業務は移る部署に入れるべきではないかという気がするんですが、当然、一般廃棄物処理基本計画は定めるものですし、改定もするべきもんだと思います。ただ、業務がこういうふうな形で指定されたので、その業務の指定はどうするのかということ聞いたところであります。再度答弁ください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 現在の部署、町民課が町民安全課へ課名が変わるわけですが、現在の部署において、その業務をやっていくということでございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 3回目です。田井公園の部分で……。

○議長（中井 勝君） 田井公園は次の条例案に出るんで、次をお願いしていいですか。

○議員（15番 中村 茂君） そうか、セットじゃないか。失礼しました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 9 議案第 9 号

○議長（中井 勝君） 日程第 9、議案第 9 号、新温泉田井公園条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町クリーンセンターの跡地を公園として整備したことに伴い、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） それでは、議案第 9 号、新温泉町田井公園条例の制定について御説明いたします。

クリーンセンター解体撤去の跡地を田井公園として整備いたしましたので、その設置と管理に必要な条例を制定するものでございます。

条例本文をごらんください。第 1 条が設置でございます。良好な自然環境の中に集いと憩の場を提供し、住民の交流促進を図るため、新温泉町田井公園（以下「田井公園」という。）を設置するということでございます。

第 2 条で名称、位置を記載しております。名称が新温泉町田井公園、位置が新温泉町田井 2 5 0 番地の 1 でございます。第 3 条で使用料は無料としております。第 4 条は禁止行為について列挙しております。第 5 条では行為の制限で、第 1 項に町長の許可が必要な行為を、第 2 項以降にその手続等を記載しております。第 6 条は原状回復義務についてで、第 7 条は使用許可の取り消しについてを記載しております。第 8 条と第 9 条は指定管理に関する条項ですが、当面は直営での管理を予定しております。

第 1 0 条に、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるとしており、審議資料の 1 4 ページから 1 6 ページに施行規則を載せております。施行規則では、許可申請や許可書の書式を規定しております。

審議資料の 1 7 ページには平面図をつけております。

条例の附則におきまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 17ページの全体の図面があれしてるんですけども、この中の調整池は、これは残しておくべきものですか、これからも。ちょっとその点だけ聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） この調整池は、もともと農地等であった場所を開発行為することに伴いまして、都市計画法に伴い、都市計画法で定められた開発行為に伴う条件としての調整池でございますので、今後も調整池を保存していくということでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） これはクリーンセンターという、焼却施設の水が流れていく。例えば地域は、そこに有害な物質がないかどうかを見る、そういう池だというような話を聞いたことがあるんですけども、どうなんですか、その点は。農地だからこうだとかいうのであれば残していく口実はないと思うんですけど。その点どうですか。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 以前のクリーンセンターも、廃液等は一切調整池に流れ込まないというクローズドタイプの方式をとっておりましたので、施設からの排水は調整池には入っておりません。ただ、雨水等、屋根とかそのほかの敷地に降った雨につきましては、調整池に入るというようなことになっております。大雨等の災害対策として調整池が義務づけられておりますので、調整池を保存するというようなことでございますし、先ほど御質問がありました、有害な物質についての調査のための池というわけではございません。以上です。

○議長（中井 勝君） 町民課長、これ、何平米以上には調整池が必要っていう法律か何かがあるんでしょう。それ、言わんとあかんと違う、いいの。よかったらいいですけど。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 調整池を超えて水が出ていくっていうことはないんですか、これまで過去に。

私は将来のどう使っていくかも含めて現場にも行ってみたんですけども、この調整池なりがなければ、また使い勝手がいいなという話もあるんでね、こういうもんをいつまでも置いとかなあかんもんかなと。使用形態が変わったわけですからね、どうなるんで

すか、そこら辺のところは。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 使用形態が変わっても以前の田んぼに戻すわけでもございませんし、開発行為に伴って条件で義務づけられた調整池ですので、現在と同様に置いておくということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 1点だけ、町長の考えをお聞かせください。

今回、公園として提案されてるわけなんですけど、以前、スポーツ施設としてという話もちらっと聞きました。今後、公園じゃなくて、この場所をスポーツ施設として利用するという町長の考えはありますか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 以前、議会からもそういう御提案を受けたことがあったんですけど、その後、台風であるとか水害も、今回、去年の豪雨の際、台風の際、山から水が流れ出るというふうなことで一部土砂崩れがあったりして、非常にスポーツ施設をつくるというのは困難であるという状況があります。そういった点もありまして、公園化ということにしたいというぐあいになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 今後、公園じゃなくて、スポーツ施設で使えるようにするという考えを聞かせてください。あるのか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今のところ検討いたしておりません。災害が起こった場合、また、こういった土地を置いておけば災害に利用できるかもわかりませんので、スポーツ施設としては非常に厳しいかなというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） どんどんいろんな公園ができてきて、それはそれでいいのかなという気がしてるんですが。ただ、この地域は従来から地域の皆さんの要望とか、そんなことも聞き入れていくと、そんなことがあったように思うんですが、地域の皆さんの要望なり、それには対応できたのかということちょっと確認しておきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） この地域の皆様とずっと、前の施設をつくることから跡地の協議につきましては、それぞれの覚書等で記載されてきたところでございますが、最終のは場の中を舗装する工事を締結する際に、以前のそういった活性化に資するというようなことについては、とりあえず削るということで合意しておりまして、真砂土グラ

ウンドでの整備を地元の了解を得て、本公園工事に取りかかったということでございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 地元との協議した結果で活性化施設を求めるというやつを削ったと、そういうことをお聞きました。ただ、かなりまとまった面積のあるところで、今、同僚議員も申したんですが、別にスポーツ施設に限るもんじゃありませんし、ぜひ今後とも、保呂瀬のようにずっと置いとくんじゃなくて、やっぱりちゃんと、こんな形に使いたいと。そんなこともデザインしながら有効活用してほしいなど、一つ要望であります。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今後の検討課題だと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

10番、宮本泰男君。

○議員（10番 宮本 泰男君） 少し、ビオトープという字句があるんですけど、これはどんな形のビオトープにするのか、ちょっとお伺いしますが、安全性については十分検討されてるんですけど、ビオトープの方法について教えてください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） グラウンドにつきましては、暗渠排水によりまして乾いたグラウンドをつくることができたんですが、このビオトープのところにつきましては、清水がずっと湧いているというような状況でございます。これの排水についても検討したんですが、ここは親水的なところで活用するというので、その湧水を生かした公園整備ということで、ビオトープということで。小さなせせらぎ状の川と申しますか、短い間なんですけど、そういう自然の流水を利用した公園の一部という位置づけで、ビオトープを整備しております。

○議長（中井 勝君） 10番、宮本泰男君。

○議員（10番 宮本 泰男君） 湧水を利用した親水施設だということなんですけど、水がなければビオトープとは言えないんですけど。これは、この水がありますんでね、ここに子供たちが、小学生とかが行って遊んどった場合に、安全性の面では十分、これ、管理できるんでしょうかね。親子で行く場合は親が管理できると思うんですけどね。その点は、安全性は期しておられますか。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 非常に浅いせせらぎですので溺れたりというようなことはございませんが、石を組みまして小さいせせらぎをつくっておりますので、安全に中で遊んでいただくことは可能ですが、小さいお子様等であれば目を離さないようにしていただけたらと思います。決して溺れたするような深さのものではございません。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第10号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第10号、新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） それでは、続きまして、議案第10号、新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料の28ページの新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（概要）をごらんください。

まず、1番目の改正理由でございますが、先ほど町長が申し上げましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、災害援護資金の貸付利率等の改正を行うものでございます。

その下に、ちょっと災害援護資金というのの説明等をつけておりますが、災害救助法が適用される災害により負傷し、または、住居もしくは家財に被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しを支援することを目的に、町が350万円を上限として貸し付けを行うものでございます。

2番の改正内容をごらんください。まず、貸付利率を、現行の3%を、保証人がある場合は無利子に、ない場合は年1%に改正いたします。償還方法は、これまでの年賦・半年賦償還に加えまして月賦償還を可能といたします。また、保証人は、これまでの必須から任意といたしまして、延滞利息は10.75%であったものを5%といたします。これにより被災者の負担軽減を図るものでございます。

戻っていただきまして、18ページの新旧対照表をごらんください。第14条、条文見出しの利率を保証人及び利率といたしまして、第1項に保証人を立てることができるとし、第2項に、先ほど説明いたしましたように、災害援護資金が年3%で固定されていたものを、保証人がある場合は無利子に、ない場合は年1%とし、第3項に保証人の保証債務を記載しております。また、第15条の償還等において月賦償還を加えております。第3項では保証人を削除し、施行令の条ずれを改正しております。

19ページから27ページまでが新温泉町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則で、これまで説明してきた内容と、その書式でございます。

条例本文に返っていただきまして、附則として、施行期日として、この条例は平成31年4月1日から施行するとし、経過措置として、条例の施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によることといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） お尋ねします。現在、この弔慰金の支給等を受けておられる方は何名おられるのでしょうか。

それで、これ何か、利息は安くなるという話なんですけども、災害弔慰金ですから、なぜ利息を取るのかなというのがちょっと私も疑問なんですけど、そこら辺のどこ説明してください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 現在のところ、弔慰金の支給を受けてる方はございません。

また、災害でも利息をなぜ取るのかという点に関しましては、例えば東日本でも貸し付けに利息を取っているというような状況でもありますし、できる限り軽減するというようなことで、保証人を立てれば無利子というようなことでございますので、被災者支援という点での改正でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 借りてる方はないということなんですけども、これ、最高額、一体何ぼまで借りれるんですか。

- 議長（中井 勝君） 谷田町民課長。  
○町民課長（谷田 善明君） 350万円を上限でございます。  
○議長（中井 勝君） よろしいですか。  
○議員（6番 中井 次郎君） はい。  
○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第11号

- 議長（中井 勝君） 日程第11、議案第11号、新温泉町消防賞じゅつ金等及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、障害者賞じゅつ金の支給基準を消防表彰規程の規定に準じた表記とするため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

- 議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

- 町民課長（谷田 善明君） 議案第11号、新温泉町消防賞じゅつ金等及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、障害者賞じゅつ金の支給基準を国の支給基準である消防表彰規程による障害者賞じゅつ金に準じた表記とするための改正でございます。

説明の都合上、審議資料29ページの新旧対照表をごらんください。左が現行の障害者賞じゅつ金の表ですが、これを右側の改正案で消防表彰規程に準じた表記に変更するものでございます。

変更点としましては、左側の列において、「障害の等級」とあるものを「障害等級」といたしまして、金額欄の功労の程度による支給額を功労の程度により3段階で表示しております。各障害等級ごとの最高額から最低額については変更がございません。第1級の最高金額が現行では2,060万円以下が、改正案では1,870万円とありますが、

表の下段、審議資料30ページに、功労の程度による増減のところに、特に抜群の功労があり、他の模範と認められる者であって、障害者等級が第1級に該当するものについては、第1級の最高額に190万円を加算することができることありまして、1,870万円に190万円を加えますと2,060万円となり、現行と同額となります。第2級から第8級までも同額となっております。

条例本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） これは消防団員が消防活動で事故等があつて障がいを負つて、それに対する支給されるお金と認識しておるわけですが、消防団の活動といひますのも、例えばサイレンが鳴つて、各家なり職場から、一般的には消防車庫に行つて、消防車庫から消防車に乗つて現地まで向かうということなんですが、今、職場なんかも広範囲になっておりますので、仕事場から消防車庫には行かずに直接現場に向かう方もおられますし、終わつてからの状態も、仕事復帰等もあります。そういった面で、どこまでがこの補償の範囲なのか。行く途中、消防車に乗らなくても、自家用車等で現場まで向かう間の事故とか、それから、消防活動が終わつて撤収して、その後自宅なり職場に復帰する等の行程における事故にもこういったものが出されるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

それから、この3つ、功労によって分けられているわけですが、分類の指標というのは一体どういうものなのか、例えば出動回数とか、団の階級とか、それから団の所属年数とか、いろいろあるわけですが、どういったふうに分類されるのか教えてください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） これの範囲につきましては、ちょっと今、確認して返答させていただきます。

それから、功労の程度につきましても国から定められているものでございますので、今、どの程度がこれに当たるという具体的な表は手元に持っておりませんので、大至急確認させていただきます。

○議長（中井 勝君） ここで暫時休憩します。昼食休憩です。続きは午後1時から。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開いたします。

では、答弁から。

谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 先ほどの御質問に対する答弁なのですが、最初に、賞じゅつ金の御説明が十分でなかった点があるかと思しますので、ちょっと説明をさせていただきます。賞じゅつ金と申しますのは、消防庁の長官表彰を受けた場合に、その章の授与とあわせて支給されるものでございます。ですから、ふだんの活動で支払われる消防団員等福祉共済とは全く別のものでございますので、まずその点、御理解お願いいたします。

そうした中で、この賞じゅつ金に関しましては、範囲でございますが、現場に行く途中等も含めまして、公務災害に該当すると認められれば対象になるということでございます。

それから、功労の程度についての御質問ですが、功労の程度というのは、先ほど申しましたように、消防庁の長官表彰を受けた者が対象ですので、どういう表彰を受けたかによって3段階になるということです。(1)番の抜群の功労があり、他の模範となると認められる者というのは、消防庁長官の特別功労章という章を受けた場合に該当になります。それから2番目の、特に顕著な功労があると認められる者というのは、消防庁長官表彰のうち、顕功章という章を受けた場合に対象となります。3番目の、多大な功労があると認められる者というのは、消防庁長官表彰のうち、功績章という章を受章した場合に対象となります。以上です。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 大体概要はわかりました。ちょっと一部、こちらのほうが誤解している点もありました。

そうしますと、こちらの財源といいますか、これは町とは関係なしに、消防庁からこういうお金が出るということでよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） はい、そのとおりでございます。国から支給されます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号、新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第 1 2 号、新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料の 3 4 ページをお開きください。3 4 ページに概要という格好でつけております。

まず、1 番目に趣旨ということで書いております。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものということで、このたび 2 9 年度の法改正により、共生型サービスというサービスが始まっております。従来の介護保険事業とまた障がい福祉サービスの事業が一つになった共生型サービス事業というのがスタートしています。それに伴って少し改正するものでございます。

2 番目の改正内容でございます。まず、5 つございますが、1 つ目は、連携に努めなければならない機関として、障がい福祉制度の相談機関を追加ということで、介護保険の関係で、従来なかった障がい福祉サービスの部分の制度を利用される場合につきましては相談機関、新温泉町で申し上げたら新温泉町指定特定相談支援事業所と、町が直営で行っておるんですが、そこと連携しなければならない。指定介護予防支援等、これは地域包括支援センターのことなんですが、包括がそういう連携をしなければならないということになっております。

2 つ目として、指定介護予防支援の開始に際し、利用者は複数の居宅サービスの事業所の紹介を求めることができる等について説明することを義務づけるということで、サービスの事業所の紹介等について義務づけた部分でございます。

3 つ目に、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者に求め

ることを義務づけるということで、介護施設から入院等に移った場合については、担当のケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者に求めることを義務づけるという部分でございますし、4点目として、指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することを義務づけるということで、利用者の服薬状況について、入院等が生じた場合は、主治の医師等にそういうことを提供することを義務づけられた部分でございますし、最後、5点目でございますが、利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付することを義務づけるということでございます。介護予防サービス計画を策定しておる場合について入院等が生じた場合、医師等に計画を交付するということが4点義務づけられたことでございます。1点目は、連携を図らなければならないということと、2つ目から5つ目までにつきましては、義務づけられたということでございます。

3つ目として、施行期日につきましては、公布の日から施行するということでございます。

では、31ページをお開きください。審議資料の31ページでございます。条例の新旧対照表をつけております。

まず、基本方針の第2条の部分でございますが、4項で、現行では6段目の「介護保険施設」括弧からずっと下線部分がありますが、それを改正では、「介護保険施設」の後に、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改めるものでございます。

それと、次の、第6条の2項でございます。現行では4段目に、「である」ということで下線が引いてありますが、それを改正案では、「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」と改めるものでございます。

続きまして、3項でございます。改正案で、これは新たに加えられたものでございます。「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員、ケアマネジャーのことで、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない」という部分が新しく追加されたものでございます。

あとは、3項から7項について、一つずつ繰り下げて、4項から8項になります。

続きまして、32条の9号です。現行では、2段目の、「のために」で下線部分が、改正案では、「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」ということで改められた部分でございます。サービス担当者会議、すなわち、介護予防サービス計画の作成のためには利用者またはその家族の参加を基本としなさいという部分が加えられたものでございます。

現行で、14号の2です。新しくこれも加えられたものでございます。「担当職員は、

指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供するもの」ということで義務づけられたものでございます。

最後、改正案の21号の2でございませう。これも新しく加えられたものでございませう。「前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない」ということで、サービス計画を医師に交付しなければならないということで義務づけられたものでございませう。

条例本文に戻っていただき、附則として、この条例は公布の日から施行するということとでございませう。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） なかなか読んでおってもわからんもんですから、ちょっとお聞きします。

まず、改正の内容、34ページの連携が必要になったと、連携を追加したと。それから、あとの4つは義務づけだと。現状はこうなので、こういう必要性があつてこうなつたと。ちょっとそこら辺のとこ説明してくださいな。何かこれ読んだる限りでは、一体、サービスを受けるほう側がよくなるのかどうなのかっていうのがよくわからないんです。どういふ必要性があつて、こういうような改正がなされるのか。そのことを教えてください。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） まず、改正内容の1つ目でございませう。連携に努めなければならないという部分は、新しく共生型サービスとして障がい福祉と介護福祉が一緒にできる事業所。現在、新温泉町には該当する施設はないんですが、そのようなサービス事業所ができた場合については、指定介護予防支援等の事業者いったら包括支援センターのこととでございませうが、包括支援センターと障がい福祉制度の相談機関、すなわち新温泉町で申し上げましたら、健康福祉課内にある指定特定相談支援事業所が連携をもって利用者に対してのサービス等の提供の計画を行わなければならないという部分が連携の部分とでございませうし、2つ目から5つ目までの義務づけられたのにつきましては、まず、1つ目の(2)とでございませうが、指定介護予防支援の開始に際し、利用者が複数の居宅サービス事業所の紹介を求められることができるということと、一つの事業所でなくて、ある程度、何か所かの事業所の紹介等を求められることができる。求めたら説明することを義務づけられた内容とでございませうし、次に、入院等になれば担当ケアマネジャーの氏名等を入院先に伝えるよう利用者にも求めることとで、ですから、利用者が求めたら、それを

義務づけられて報告せないけないという部分でございます。

それと、それにあわせて服薬状況、また口腔状況等につきましても、その状況を報告するのを義務づけられたということでございますし、最後の5番目につきましては、介護予防サービス計画を医師等に交付することを義務づけられたということで、利用者にとっては、今まで以上に関係者の連携が十分にできていくということになるかと思えます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 当然、今こういうことができてないから、新たにすることですね。その必要性は何ですかということをお願いしてあります。今できてない、こうしたら、いわゆる対象者の方は当然、今よりもよくなるという話なんではしょうけども、悪くはなるということではないんですけども、なぜ、こういう必要性があるのかということが、ここがわからないんです、なかなか。障がい者福祉とそれから介護とか一緒になってというような話はわかるんですけども、今現在ができてないからこうだという場合に、なぜ必要なのか、そういうことが。そのことをもう一回答えてください。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） これは新たに法的に整備されたということであって、現在も、既にもう、そういう施設から病院等に入院された場合につきましては、ケア会議等で連携を密にして情報等は行ってございますが、これをこのたびの法改正により整備されたというふうなことで理解しております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 現在もやってるけども、それを法律でそういう義務づけをしたと。それは要は、なぜなんですかということです。どうしてもその法律で義務づけをする必要があるということは、してない場合に不利益が、いわゆる、このサービスを受ける方たちにやっぱりかぶる可能性が今現在もあるということですか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現状もきちっと説明したりして、ケア会議なんかで連携しておりますが、利用者に報告せなあかないというか、そういう部分が義務づけられてなかったという部分で、今までは文章化されてなかった部分につきまして、正式に法改正により文章化されたものだと思っておりますし、内容等につきましても、既に従来から、たとえ、病院と地域包括支援センターとで連携しながら内容等につきましては報告しておりますので、この法改正ができたからという部分でどうだということは、特に新温泉町の場合は変わりませんが、これが義務づけられて利用者等に説明し、また、することを義務づけられたということで理解しております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質問を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第 13 号

○議長（中井 勝君） 日程第 13、議案第 13 号、新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、肉用牛生産施設の増設に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第 13 号、新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の 43 ページをお願いをいたします。

現在、丹土地区で進めております肉用牛生産施設の増設工事完成後の配置図を示しております。少し見づらいと思いますけれども、左上のほうが牧場公園のビジターハウスというふうに見ただけだと思います。現行の条例の中では肉用牛生産施設としか明記はしておりませんが、但馬牛研修センターを中山ファームとしたように、今後愛着を持っていただけるように太平団地といたしまして、既存の施設を第 1 団地、今回増設施設を第 2 団地とするものでございます。

35 ページをお願いいたします。35 ページに新旧対照表をつけております。第 2 条につきましては、ただいま御説明を申し上げたとおりでございます。

第 6 条の使用料について、36 ページの別表のとおり、第 1 団地、第 2 団地に区分をいたしまして、年額使用料を記載をするものでございます。また今回、使用期間が 1 年未満の場合の使用料の取り扱いについても追記するものでございます。なお、第 2 団地の年額使用料の算定につきましては、1 月の委員会資料の中でお示しをしたところでございますけれども、建築工事を対象といたしまして、補助金、交付税算入額等を控除いたしました、実質の町の負担額を 20 年で割りまして、建物共済年間分担金相当額を加えて算定した結果、130 万円となるものでございます。

37ページからは規則の改正、39ページが使用許可申請書で、施設名を加えまして、40ページの使用許可書、41ページの減免決定書を含めまして、記載項目の順番を見直したものでございます。

条例本文に戻っていただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行するというふうにしております。

先ほどの審議資料の42ページにその規則をつけております。現在、6月末の完成を目途に工事を進めているところでございます。完成が近づいた時点で施行期日を定めたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 今説明を受けたんですが、第2団地の使用料が130万円。第1団地に比べてすごい高い。頭数当たりにしても第1団地と大きく差があります。基本はだから建設費に係るものだということですが、ちょっと高いと違うかなという、設定が、そういう気を持ちました。牛価等も高くなっていますから、そういう部分ではいかもわからんですけど、ちょっとその辺が気になりました。少し減免なりもあるのかもわかりませんが、130万に至った別の見方はなかったのかと。利用者、予定される方の思いとか、そういうことが聞けましたらお願いしたいと思います。

それと、今説明を聞き漏らしたかもわからんですけど、42ページの条例の施行期日を定める規則の部分で、済みません、もう一度説明いただけますか。お願いします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） まず1点、年額使用料の関係でございまして、年額使用料、今ごらんいただいている使用料につきましては、第1団地が60万円、第2団地が130万円ということで記載をいたしております。第1団地につきましては平成5年度に建設をされまして、平成6年度から、同じような計算の中で130万円でスタートをいたしております。起債の償還が終わりまして、平成26年度からは60万円ということで減額をしているものでございます。したがって、今回、当初と同じことになるんですけども、第1団地の当初が130万円だったと。今回の増設分も同額の130万円でスタートをするということになります。ただ、頭数の関係で、前は100頭当たり、今回は76頭ということで、それを割り戻しますと、1頭当たり既存牛舎の当初が年額1万3,000円でスタートしたのが、今回、増設分につきましては、年額1頭当たり1万7,000円ということになるということでございます。当然、この施設につきましても、起債の償還に合わせて減額ということになるかなと思いますので、当初と同じということで、これで進めていければと考えておるところでございます。

それから、42ページの施行期日の関係でございまして。工事が今行われてる段階とい

うこともございまして、現在、完成目途は6月末としておりますけども、はっきり定まっておきませんので、そういった工程管理をしていく中で、実際に使用可能の日が決まった段階で、この規則の中で7月何日より施行するということで、規則で定めたいということをお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 経過を聞けばなるほどと思いました。

施行期日ですけど、じゃあ、この事業は繰り越しなり、そういうものをするということの前提ということで理解したらよろしいですか。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） そう理解していただいたら結構だと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第14号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第14号、新温泉町森林環境基金条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、木材利用の促進及び普及啓発、森林整備等の推進を目的とした基金を設置するため、条例の制定を御提案申し上げます。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） それでは、議案第14号、新温泉町森林環境基金条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料の44ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1番の条例制定の概要でございます。市町村が実施する森林整備等に必要

財源に充てるため、平成31年度、税制改正によりまして、仮称でございますけれども、森林環境税及び森林環境譲与税が創設される予定でございます。

森林環境譲与税は、平成31年度から譲与をされる予定でございます。各年度の譲与額は、平成45年度までに段階的に引き上げられます。これを財源とした木材利用の促進、それから普及啓発、森林整備等を計画的に実行するため、森林環境基金条例をこのたび制定するものでございます。

森林環境譲与税の用途につきましては、2に記載をいたしております。既存の補助事業であるとか、緊急防災林の整備といった県民緑税の対象事業は除かれまして、1または2に該当して、かつ、新規性、拡充性のあるものということで、その内容につきましては4の中で関係性を示しております。

さらに記載をしておりますけれども、活用ガイドラインというものがございまして、優先事業が定められております。1といたしまして、既存事業採択要件外の人工林の間伐。2といたしまして、県民緑税活用事業以外の集落周辺での里山林整備。3といたしまして、県産木材の利活用となっております。概要につきましては以上でございます。

条例本文にお戻りをいただきたいと思っております。

条例につきましては、既存の基金条例をもとに作成をいたしております。第1条において設置目的を明記をいたしております。ただいま御説明したとおり、木材利用の促進及び普及啓発、森林整備等を推進するために設置をいたすものでございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんね。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 大変な条例が出てきたんですが、そもそも森林経営管理制度なるものの全体像を説明していただきたいと思うんです。森林経営管理法の概要を読みますと、そら恐ろしいようなことが書いてあるんですが、例えば戦後植栽をした森林が、いよいよ間伐ではなくて、全伐をして山を管理しなければならないという状況になった。しかし、我が町で見ても、本当に林業に携わってる人が何人あるのか。もう指で数えられるほどしかいないんじゃないでしょうか。

そんな中で、なぜそうなったかということもあるんですが、今度の法律はそのことをちゃんと知っていて、森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化するということが書かれています。それで市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認する。そしてさらに、森林所有者から経営や管理の委託の申し出等があった森林については、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受けると。さらに市町村は、経営管理権を取得した森林について、林業経営に適した森林は経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理

を林業経営者に再委託する。林業経営者に再委託しない森林等は、市町村みずから市町村森林経営管理事業を実施すると書いてある。さらに、所有者不明森林等において一定の手続を経て、市町村が経営や管理の委託を受ける。

こんなことをやれますか。幾ら配分があるのか知りませんよ。今でも人手が足りなくて、農林課はもうあっぱあっぱしてるという状況の中で、国は何にもしない、金だけ上げますと。1人1,000円でしたか、集めて、幾らくれるのか知りませんが、そのお金でこれだけの仕事をするんですよ、できますか。はい、そうですかと基金条例つくって受け入れて、この仕事をどうやってやるんですか。めどがあるのかどうか、まずそこから教えてください。

○議長（中井 勝君） 松岡農林水産課長。

○農林水産課長（松岡 清和君） 森林経営管理法の内容につきましては、今説明されたとおりだと私も認識はいたしております。その中で、じゃあ、どう対応していくのかということの御質問だと考えます。要は、来年度しなければいけないのは、そういった森林の所有者の調査というのは、まず前提になろうかなと考えてますけども、31年度において、その辺の方向性といいますか、調査をする中で計画をしていきたいということで、今、具体的に、こうだというような説明はちょっとできないんですけども、31年度において、そういった調査費をまた御提案を申し上げますので、その中で検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。討論。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 失礼します。議案第14号、新温泉町森林環境基金条例の制定について反対討論をいたします。

基金条例ですので、事業にかかわる内容にまで触れるなということをおっしゃる方もあるかもしれませんが、基金を受け入れてしまうと、結局、事業をしなければならない、義務づけられる根拠にもなるということですので、あわせて考えていただきたいという意味で、反対討論を行います。

この森林環境税、同譲与税は、国民には低所得でも課税する一方で、大企業には負担ゼロとして、本来、温室効果ガス排出の主要な原因者に負担を求めないという、極めて不公平といいますか、問題のある税制になっています。地球温暖化対策のためとする新たな課税目的に全く反するということを言わなければなりません。その財源によって行わずの森林経営管理法によって、森林所有者が不同意や所在不明のままでも市町村に

よる管理権が設定できることとなります。機械的に運用すれば財産権の侵害になりかねないものであります。

林業がそもそも今日のように廃れたのは、輸入自由化で木材価格が下落し、経営が成り立たなくなったためであります。さらに重要なことは、我が町に林業専門家が極めて少ないもとで、森林所有者や林業者、素材生産者の選別、経営管理権の集積計画の作成、もうからない森林の管理など、最も困難な課題、仕事を市町村に押しつけられることとなります。国の責任を放棄し、ますます森林を壊すものとならざるを得ない内容であります。

以上の理由から反対といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立 13 名、多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 15 議案第 15 号

○議長（中井 勝君） 日程第 15、議案第 15 号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、看護師の夜間看護手当を見直すため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、浜坂病院事務長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○町長（西村 銀三君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） それでは、議案第 15 号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の改正の内容は、特殊勤務手当のうち夜間看護手当の 1 回当たりの上限額を引き上げるものでございます。

説明の都合上、審議資料の 45 ページをごらんいただきたいと思います。

第 6 条の第 2 項でございます。現行では、「勤務 1 回につき、3,700 円を超えない範囲内において」ということで定めておりますけれども、改正案として、「その勤務 1 回につき、7,300 円を超えない範囲内において規則で定める額とする」ということ

改正内容であります。

あわせて次のページになりますが、条例第11条で委任されておりますので、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則ということで、あわせて報告をさせていただきます。

内容につきましては、新旧対照表47ページでございます。現行第6条の中でございますが、改正案のほうでございます。新たに第1号といたしまして、「勤務時間が深夜の全部を含む場合7,300円」と規定をいたします。これは介護老人保健施設ささゆりが2交代勤務しておりますので、そちらの職員に該当させるものであります。

次に、現行第1号を第2号と繰り下げて、深夜の勤務が4時間以上の場合、現行「3,700円」とあるのを「4,500円」に改正するものであります。それから、現行の第2号でありますけれども、3号ということで繰り下げまして、深夜の勤務が2時間以上4時間未満の場合、現行「3,300円」とあるのを「4,000円」と改正するものであります。なお、2号、3号につきましては、浜坂病院の準夜、深夜の勤務に従事する職員が対象となります。また、規則の中で附則として、規則の施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行するとしております。

ここで条文の本文にお戻りいただきまして、附則ということで、この条例は平成31年4月1日から施行すると定めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 数字的にはわかるんですけど、この金額で、近隣の市町っていいですか、近隣の病院の体制っていいですか、そういうものがわかっておりましたらちょっとお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） このたびの第1号の深夜の全部を含む金額7,300円、これは人事院規則を参考にさせていただいております。

それから、第2号、第3号につきましては、実は昨年度、但馬地域の近隣病院の金額に合わせさせていただきましたけれども、今回の改定においては、鳥取県東部、県立中央病院、それから岩美病院等を参考にさせていただいて、根拠とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 根拠はわかりますけども、それはそこより高いんでしょうか、安いんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） このたびの場合は、近隣病院と同額ということでろえさせていただいております。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 結果的には、やっぱり、看護師さんが浜坂病院に勤めてもらうということが最終的な目的だと思います。この金額でそちらのほうからっていいですか、採用がふえるとお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 御指摘のとおり、今回の改正につきましては、看護師確保を容易にするということで改正をさせていただくものであります。金額の決定につきましては、議員の御意見では不十分なところがあるかもわからないという内容だとは思いますが、とりあえず今回は、こういった金額で改正をさせていただきます。また、今後の看護師等の勧誘等の作業の中で、必要であれば、また増額については検討を加えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第16号

○議長（中井 勝君） 日程第16、議案第16号、新温泉町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ問題対策連絡協議会等を設置するため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 議案第16号、新温泉町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。

本条例は、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を図るため、いじめ防止対策

推進法に規定する組織の設置等を定めるものでございます。町いじめ問題対策連絡協議会、同調査委員会、同検証委員会の3つの組織でございます。2つ目、3つ目の組織につきましては、いじめによる自殺など、いわゆる重大事態の発生に対応する組織でございます。

それでは、説明の都合上、審議資料49ページをお開きください。根拠法令といたしまして、いじめ防止対策推進法の抜粋をつけております。

まず、14条につきましては、地方公共団体は、学校、教育委員会、その他の関係者により構成される連絡協議会を置くことができるということで、できる規定でございます。第3項におきましては、教育委員会と円滑な連携のもとに、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとするということでもあります。

次に、28条でございますが、学校の設置者またはその設置する学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校のもとに組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとするものでございます。

さらに、30条におきましては、学校は教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならないとなっております。2項におきましては、団体の長は、重大事態への対処また防止のために、附属機関を設けて調査の結果について調査を行うことができるということでございます。第3項におきましては、団体の長は調査結果を議会に報告しなければならないという規定でございます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、まず、目次でございますが、4つの章立てとなっております。第1章は総則で、趣旨を規定しております。いじめの防止、早期発見、また、対策を効果的に推進するため、法に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2章が問題対策の連絡協議会でございます。協議会は委員10名以内で組織をする。会長は町長をもって充てる。委員につきましては町長が委嘱し、任期については任期の日から2年とするということでございます。

次に、第3章につきましては、いじめ問題の調査委員会でございます。この委員会は教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行うものでございます。重大事態に係る事実関係を明確にする調査に関することが所掌事務となっております。委員につきましては10名以内、調査委員会の委員は教育委員会が委嘱するというものでございます。委員の任期は、委嘱の日から諮問内容についての調査審議を完了する日までということでございます。

最後に、第4章でございますが、いじめ問題の検証委員会でございます。17条におきましては、先ほどの調査委員会の調査の結果についての調査を行うというものでございます。組織は委員6名以内で組織をするということで、この委員につきましては、心理、教育、法律等についての専門的知識、経験を有する者の中から町長が委嘱するとい

うこととございます。任期につきましては、委嘱の日から調査審議が完了する日までということとございます。

それでは、また説明の都合上、審議資料48ページの新旧対照表をごらんください。新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の新旧対照表、3つの組織の医師・弁護士、同委員の日額を追加するものとございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 設置条例の11条で、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。(1)番、学識経験者、(2)医師、臨床心理士等を含む、(3)前2号に掲げる者のほか、必要と認める者という形で、10人以内の委員会が構成されるという形だと思えますが、費用弁償に関する条例との兼ね合いの中で金額が2段に分けられています。医師・弁護士に関してが日額1万4,900円、上記に属さない者が6,800円。費用弁償に関する条例でよく記載があるのが、学識経験者とか大学教員というふうな形でよく入っているんですけども、この場合、組織の中で、(1)として学識経験者を求めているのに、費用弁償のところには、高額なところで学識経験者入ってないんです、大学の教員等は入ってないんです。そういった方は6,800円のほうで日額を支払うということではないのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 委員の人選につきましては、議決をいただいた後、新年度に向けて検討したいと思っておりますが、費用弁償の新旧対照表に掲げておりますように、医師、心理士、弁護士については日額1万4,900円ということで、それ以外の委員につきましては、上記に属さない者ということにさせていただいて、2種類ということで規定をさせていただいておりますので、どのような学識については、まだはっきり決めておりませんが、それにつきましては、上記に属さない者と考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 3条の中で、協議会の目的といたしますか、早期発見とか防止というようなことを掲げていただけてまして、いじめについては、私はこの部分が本当は一番重要ではないかな。起こってから対処するのではなくて、いじめ等がないことが最も重要ではないかと考えるわけですけども、この部分の活動と教育委員会との関係についての明記がないと考えておりますし、また、実質的に、この部分についてしっかりとした活動ができる目的を認識されているのか、そのあたりについてお聞かせい

ただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） いじめの対策につきましては、いじめ対策防止方針を全ての学校で方針を策定しております。教育委員会としても、同じく策定をしております。内容といたしましては、今、議員御指摘のように、やはり未然防止、一番重要なところでございます。それから早期発見、早期対応、この3つが基本ということで、以前から学校と教育委員会においては、このいじめ対策について、そういった方針に基づいて実施をしてきたというところでございますので、今回は3つの組織でございますが、一番最初の連絡協議会については、それぞれの学校、あるいは教育委員会が連携をとりながら、町全体としてさらに活動を高めていくという趣旨で、条例ということで考えております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今、説明していただいた内容としては、この協議会の中で、学校関係者、また教育委員会の委員さん等もこの中に含まれて、今までから行ってきた未然防止等についての中身の検証であったり、いろんなことを協議していくというふうな活動をするということで理解させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 御指摘のように、これまでから取り組んでいる3つのことにつきまして、さらにこの協議会におきましては、例えば警察であったり、学校関係者、あるいは地域のPTAだったり、そういったメンバーの中で連携を深めていくというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 全国的にいじめ問題がいろいろとたくさんあるということですけども、この中で、本当に3つの会議なり協議会、それから委員会が2つと、これが実効性のあるものかどうなのか、まず、その点をお聞きしたいんです。本当に、それこそ現場も知らんような方たちがあれして、確かに滋賀の場合だったら、全国的に有名な方も、そこの中の第三者委員会に入って審議をした結果、しっかりした報告も出されておるわけですけども、実際にいじめ防止、それから、いじめの早期発見、いじめへの対応と、こういうことで、私は実際に、やっぱりいじめを、防止だとか早期発見だとか、いじめへの対処というのは、あくまで学校現場が最初に取り組むべき問題だと思っています。

そうすると、仕事に忙殺されてる先生たちが、やっぱり数をいかに、教員の数をふやしていくか、こういうことが大事だと思うんです。第三者委員会なるものをつくるよりも前に、そのことを考えるべきじゃないでしょうか。滋賀の場合だって報告書では、委員さんらの書いてるのを読みましたら、やっぱりもっと頻繁に連絡がとれておったら、

恐らくああいう事態は防げたということを書いておられます。1人の子供に対して複数の先生が情報を共有すると。あの子は何かあそこでやってた。えっ、そうでしたかって、こんな話なんです。だから、まず、そのことを私はやるべきだと思います。それがやっぱり、防止や早期発見や対応がきちっとできることになると。

その上で第三者委員会っていうのは、そういうことが起こった場合にどうするかとか、そういうことになるわけですけども、これの中で、1つ目の協議会については町長が委嘱し、または任命すると。これ、4条の3項で書いてあるわけですね。それから、次の調査委員会、これは教育委員会が委嘱すると書いてある。11条の組織のあれについては。それから検証委員会なるものは、18条で町長が委嘱するって書いてある。何かどういう組織なのか、ここでは町長が委嘱して、今度は教育委員会が委嘱するとかね。何か本当に教育委員会なるものが一体どんな機能を果たすか、先ほども質問ありましたけどね。そこら辺とこの、教育委員会も当然、いじめ問題起こったときはそれに組み込んで、いろいろと防止やいろんな対策を打たなあかんのやけども、何か組織がもう、いわゆる任命権者もばらばら。何かこういう形で本当にうまく機能するのかなと。それと当然、学校現場とあれもせなあかん。そこら辺のとこどう考えておられますか。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） この3つの組織につきましては、今、議員が御指摘のように、いじめによる自殺、いわゆる重大事態が起こった場合に、2つ目と3つ目については組織をすることです。1つ目の連絡協議会については、地域を挙げて学校、教育委員会、また、その他福祉、それから警察等、そういった地域の多様な形の中での日常的な連携ということですので、1つ目については町長が委嘱するということですので。

それから、2つ目、3つ目の実効性の御質問についてであります。各学校におきましては、各学校の方針の中で、いかにチームとして対応するかということが定められておまして、具体的に申し上げますと、例えば中学校でありましたら、一つの授業が終わったら休み時間があって、次の教科の先生が来られるわけですけども、先生がいない時間をつくらない、重なるようにして、必ず1人の先生がその教室にはいるというふうなことで、チーム対応ということで対応をしているところでございます。2つ目の組織については、これは調査ということの段階におきましては、じゃあ、その学校でチームとしてどういうことをやってきたのか、そういった資料、調査をするのがこの2つ目の役割であると。2つ目のその組織で出した結論について、その結論が妥当かどうかについて結果を再度調査をするというのが第三者組織でございますので、これについては、町長が委嘱すると規定をしてるところでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 私は、最初言ったように、教職員はふやすべきだと、学校現場をもっと子供たちと接触できるような時間を持たすのが、最もいじめだとかそう

いうものの防止の一番の根本だと思うんです。それをやらずして、何がこんな委員会をつくったからといって、確かに起こってから検証するだとか、そういうことはあるでしょうけども、やっぱりそういったこともきちっと今後の中では考えるべきだと思いますね。何も、この町だけで予算的にそういう先生たちをもっともっとふやせるわけではないんですけども、根本問題として申し上げておきます。何かこういう会議をどんどんつくって、何かよくわからないような、教育行政が仕組みになってしまうおそれがあるのではないかなと、そこら辺のところで実効性なりそれが問題になるのではないかなと。そのことを、ぜひ教育課長としてどう考えておられるのか、改めてお聞きします。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 議員御指摘の教員の数をふやすということにつきましては、一定クラス数によって教員の数というものは定数というものが決まっているわけですけども、それ以外に、その学校の実態に合わせまして、例えば生徒指導であったり、そういったことについては、実態を県教委に言うことによって加配の教員というものをいただけるような仕組みになっておりますので、実態に応じた教員の加配というものはされている状況でございます。今、働き方改革の中で、各学校におきましては、学校業務改善ということに取り組んでおるんですけども、例えばノー部活デー、あるいは定時退勤ということに取り組む目的は、やはり生徒と向き合う時間をふやすということで、そういった取り組みをしているところでございますので、そういった加配の教員の配置であったり、そういった取り組みの中で未然防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 同じような議論なんですけど、いじめっていうのは、人としての尊厳が奪われる、最悪は命まで奪われるという課題ですから、多くの皆さんがより注視をして議論をされていると思うんですね。せっかく条例がつくられるのに、この3つの組織はそれぞれ役割も性格も全く違うわけですね。それがきちんと規定されていない、つまり規則や要綱がセットで出されていないから、この3つの組織どうなるのかなと皆さん疑問に思っていると思うんですね。より具体的に示さないと、どういう運用がなされるのかイメージが湧いてこないわけです。特に、対策連絡協議会は常設だと思うんですね。あとの2つは、問題が起きてから設置するということだと思いますから、そういうものを明確にするような規則なり要綱なりを示していただかないといけないんじゃないかと思いますが、いかがです。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 先ほど、議員にお答えした答弁の中で、各学校、それから教育委員会にいじめ防止対策方針というのを既に策定しているということを申し上げました。その方針の中で、これらの組織のことについても、所掌事務について記載

をしておりますので、この条例だけではなくて、そういった方針を定めておりますので、そういったことの中で、この組織の有効性を図ってまいりたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第 17 号

○議長（中井 勝君） 日程第 17、議案第 17 号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町過疎地域自立促進計画を変更し、総合的かつ計画的に過疎対策事業を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） それでは、議案第 17 号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について御説明いたします。

過疎地域に指定されました市町村が過疎地域自立促進計画を立て、その計画に基づいて行う事業の財源といたしまして、過疎対策事業債の発行が認められているところでございます。過疎対策事業債は、事業費への充当が 100%で、後年度 70%が交付税算入されるという有利な起債でございます。今回、3 事業を追加するために計画の変更をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料の 51 ページをごらんください。新温泉町過疎地域自立促進計画変更理由書でございます。左側にこのたび追加いたします事業区分と内容、それから右側に理由を記載しております。事業区分、1、産業の振興、8、観光またはレクリエーション区分で、但馬牧場公園施設整備事業の追加をお願いするものです。理由といたしましては、来園者の安全確保及び景観の向上により、町の観光振興の拠点としてさ

らなる来園者数の増加を図るため、老朽化が著しい公園内のゲレンデ人工芝の天然芝張りかえ等の整備を行うための事業でございます。ゲレンデの人工芝の老朽化対策といたしましては約7,000平米でございます。

2つ目に、4、高齢者等保健及び福祉の向上及び増進、4、認定こども園の区分で、認定こども園施設整備事業の追加をお願いするものでございます。これは少子化が進む本町において、安心して子供を産み育てることができる子育て環境の充実を図るため、老朽化が著しい認定こども園の擁壁壁画改修、それからプール施設整備を行うための事業でございます。ゆめっこ認定こども園の県道側に面しました擁壁に壁画が3枚ございます。その3カ所の改修と、それからプールに日よけを設置するものでございます。

それから、3つ目に、7、地域文化の振興等、1、地域文化振興施設等、地域文化振興施設の区分で、夢ホール設備改修事業の追加をお願いするものです。これは地域に根差した個性豊かな地域社会を築くための芸術文化の発信拠点であり、町民の交流の場でもある夢ホールの機能を維持するため、老朽化が著しい舞台照明、それから音響設備の改修を行うための事業でございます。夢ホールの本体の耐震などの事業は平成31、32の2カ年を予定いたしております。過疎債対象の音響設備等については平成32年度を予定いたしております。

それでは、議案第17号の過疎地域自立促進計画の変更に戻っていただきまして、A4を横長にしました変更前、変更後の表でございます。左側が変更前、右側が変更後でございます。

自立促進施策区分1、産業の振興という区分で、変更後の欄をごらんください。事業名で8、観光またはレクリエーション、事業内容の4段目に但馬牧場公園施設整備事業を追加する変更。それから、次の段でございます。左側で、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、(2)その対策の本分を②子育て支援対策とし、認定こども園の改築及び施設整備事業を行うとともに、通園バスを購入するに変更するとともに、計画の部分で事業名、4、認定こども園、事業内容の2段目、認定こども園施設整備事業を追加する変更。それから、次のページで、7、地域文化の振興等では、右側の事業名(1)地域文化振興施設等、地域文化振興施設、事業内容が夢ホール設備改修事業を追加する変更をお願いするものでございます。いずれの事業も、事業主体は町でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） まず、但馬牧場公園施設整備事業ですけども、なぜ、県施設を町の事業として行うのか説明をお願いします。

それから、夢ホールの修繕については、一般質問でも申し上げましたが、7億7,000万円もかけるなら、広く町民の皆さんの意見を聞いて、どうすべきかという議論を経

て行うべきではないかと思いますが、改めて伺います。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、牧場公園を町が整備するということでございますけれども、これにつきましては、牧場公園、平成6年に開園をいたしまして四半世紀ぐらい経過いたしております。その中で、町民の憩いの場であったり、それから町としての観光交流の拠点として長く活用されてきております。今現在、町内の方を中心としてかなりの方が利用していただいていること。それから、去年の4月に、但馬牛博物館、これがリニューアルオープンをいたしておりますし、またせんだって、但馬牛の、美方郡産但馬牛システムが日本遺産に認定をされているところでございます。こういった機会に施設整備をすることによって、町の観光客、それから利用者の利便性、それから景観の保全、こういったことが図れるという町のメリットもございますので、町のほうで事業をしていきたいということでございます。ただもう一つ、県の施設ということもございますので、このあたりは県の協力も得ながらやっていくという考え方でございます。

それから、夢ホールの改修については、担当課で答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 夢ホールの改修につきましては、先般この間、いろいろ報告はさせていただいておるところであります。改修につきましては、ずっと要望等いろんな計画を立てておりました。今回、30年度に耐震診断をしまして、危険建物であるということがありまして、改修に当たりましては31、32で取り組みたいということで計画を上げさせていただいております。あと、耐震補強につきましては、32年度末の緊急防災・減災事業債を活用するというので、32までに改修はしていきたいということであります。あと、耐震診断の結果、現在の夢ホールは耐震補強で使えるということで、夢ホールを補強と改修で使っていきたいということで、31、32で計画を上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 納得がいかないようです。補足説明があれば。

池内牧場公園長。

○牧場公園園長（池内 俊久君） 県立の施設でございます。ですから、県が一義的に全面的な改修をするというのは原則だとは思っております。しかし、この県の施設に対する予算要求をこれまで3回、県当局のほうにしまいましたが、残念ながら3回とも多額の経費を要するというので予算措置されませんでした。今回、非常に貴重な過疎債ではあるわけですが、先ほど企画課長から説明がありましたとおり、やはり利用される大半は町民の方でございます。こども園であるとか小・中学校の遠足、体験学習、環境学習、さらにはPTA、婦人会、老人会、子ども会、そういった方々がふだん牧場公園に来ていただいているいろいろと活用していただいていると。その人工芝が、特に、ここ数年で老朽化が激しくなりました、場合によっては、危害を及ぼしかねないという緊急

的な側面から、今回のお願いをするものでございます。

さらには、最近、但馬牛につきまして、追い風が吹いている。博物館もリニューアルオープンして、インバウンド効果も徐々に出つつあるということと、それから、日本農業遺産への認定ということで、これからますます但馬牛、そして牧場公園が脚光を浴びていく中で、やはりこの人工芝、老朽化した人工芝というのは負の遺産であると、これをもう早急に対応すべく今回のお願いをしたところでございます。さらには、平成6年に開設してから、温泉町、さらには新温泉町にずっと委託、あるいは指定管理をしていただいているという側面もでございます。そういったことから、県と町が一体的に今回取り組ませていただくということでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 牧場公園の芝の張りかえの必要性は、私は十分理解はしています。今のような理由で、県施設の維持管理について、県の財政が厳しいからちょっと設置されている町に対して何とか協力してくださいなどと、よくわかりますよ、どっこも財政大変だというのはあるわけですから、よくわかりますが、本当にそれでいいのかと。それから、利用者ですが、産建委員会の報告で、車の台数の調査で、姫路ナンバーが47%と。ですから、姫路ナンバーの人が全て町在住者であるかどうかわかりませんが、大半は、むしろ町外の方のほうが利用されている施設ではないか。文字どおり県施設の有効性が証明されていると思うんです。そういう意味でも、より一層、そういう部分を町の皆さん、県の、特に、財政をつかさどる部署の人たちも御理解いただきたいと思うんですね。やっぱり有効に活用されている県施設だということが明確だと思うんですね。ですから、やっぱり県民のためにも、町民のためにも、県が責任を持って施設を維持管理をしていくという立場を貫いていかないと、アリの一穴ではありませんが、やっぱりこのなれ合いはよろしくないんじゃないかと思えますね。

それから、夢ホールも耐震補強が必要だということは理解をします。耐震補強を私も必要だと、これまでから理解をしておりました。しかし、実際にその工事総額が7億7,000万も超える金額が必要とするということになれば、そもそも、もともと夢ホールというのは幾らかけて建設されていたものか、さらにその後、付随施設を整備をしたり、どれだけお金をかけて今日に至ったのか、そういうことも勘案をして、根本的に、確かにこの町内に施設が必要だということも理解をしておりますが、こういうお金の使い方が妥当なのかどうかと。特に、町民の皆さんが利用する施設ですから、町民の皆さんのしっかり意見を聞いた上で、根本的な方針を立てたほうがいいのではないかと。もう耐震補強の域を超えているのではないかと。そこを、私は指摘をして見直したほうがいいんじゃないかということを一一般質問でも申し上げたところです。ですので、その必要性も理解してますよ。あり方がこれでいいのかということ、検討もせずに既定方針でいくんだということ、7億7,000万というと、我が町の財政の比率からすると大変大きなものですから、やっぱりしっかり盤石な計画にすべきではないでしょうか。

これまでのいきさつから、その延長線で行くんだということでもいいのかどうか、しっかり返答もらいたいと思うんです。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 牧場公園につきましては、県の施設であるというふうな部分で、丹土の用地を借り上げておられるので、制度的には町で借り上げてするというのも可能かなと。いろんな施設整備が重なる中で、県の財源の中では、やはり博物館とか、そういう形で、既にいろんな投資をされておりますので、立て続けに町内に投資というのは難しかった部分がありますので、町の住民を含めた安全対策を優先するという意味で、町のほうからこういった形で、県と町と一体になってやることで早急な対応ができるということで、今回、実施させていただきたいということにしましたのでございます。

それと、もう1点は、夢ホールの件につきましては、躯体の部分について耐震化、これ耐震化ということになることによって、財源的に緊急防災事業債が使えるということで、当初予定されておったということでございます。実際、その中で、調査をすれば、耐震の強度の問題があって、若干難しい面があるんですが、この際、内部の設備も改修をしたほうがいいのかという部分がございます。実際問題、その部分、2億から3億程度の事業費増になるんですけれども、この部分に、今度は過疎債を充当することによって町の実質負担は3割ということになりますので、数千万円という形になってまいります。施設の整備に合わせまして空調関係の施設を改修しますので、それによって維持管理費のコスト減、または大規模改修等しなければならないということも抑えられますので、トータルとしては町の負担が少なく済むのではないかなと考えて、既定の路線の、確かに若干の変更でございますけれども、実施をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 済みません、ちょっとこの過疎債の件で、自立計画の件でちょっとお尋ねをします。事業主体が景観形成事業では「（補助金）」で住民ということになっておりますけれども、これはどういう内容でしょうか。ほかは町が主体ということになっております。住民っていうけども、私も住民ですけども、一体何を指しているのか、それをお尋ねいたします。

それから、牧場公園の件に関しては、私は谷口議員の言われるのはそのものずばりだと思っておりますけども、今後もそのようなことはあるとかいう形にはなかなかならないのではないかとこの点だけは指摘をしておきたいと思っております。

それから、夢ホールの件では、今、副町長が言われましたけども、そうすると、例えば改築にした場合は、いわゆる過疎債が使えないのか、耐震化だから、要は過疎債が使える。私もそこら辺とこちょっと聞いてみたいと思うんです。そんで、やっぱりあの施設は体育館だった、もともと。僕は、今回の改修なりで、耐震化で、そういうさびついた施設が中に包含されるっていうか、いうことにならないのかと。例えば天井がごっつ

い低いんでね、施設の。ああいう点もどうかなるもんですか。何か全体計画で、まだこういう形で、例えば中の内部もこう改修しますとかいうことが出てないものですから。はっきりそこら辺のところ、ちょっと今わかってる範囲内で聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 中井次郎議員、景観形成は全く関係ない……（「何が」と呼ぶ者あり）変更は関係ないですね。変更の議案については。議案に関係する質疑をお願いします。

あとの部を。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 夢ホールの耐震につきましては、改築ということになりますので、緊防債が使えると、躯体の根幹をそのまま使うということの、耐震補強という意味での緊急防災事業債が使えると。それだけであれば、要するに、避難所として使う場合の施設としてのものだけなんですけれども、あわせて過疎債を内部の改修に使うという形にして、町の実質負担を減らそうということでございます。単に、向上するだけではなくて、新しい施設を入れることによって維持管理費の削減もあわせて行うということによって、町の実質負担をさらに少なくしようということでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 改築であれば過疎債は使えないということです。それを答えてください、はっきりと。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 先ほども申し上げましたけど、改築でなければ緊防債は使えないということでございます。過疎債は内部の施設改修、設備について、文化ホールとしての施設改修について使えるということでございます。

○議長（中井 勝君） 改築では使えないのかと。

○副町長（田中 孝幸君） 改築で使いますので、過疎債を適用、設備改築をするときには使えます。ただ、全体を過疎債でしようと思っても、過疎債には事業債の枠がございますので、その部分は非常に小さくなっておりますので、大半を緊防債で適用しようというアプローチでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） わかりましたか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっと私も、その夢ホールの改築のことにつきまして質問してみたいと思います。

前から、この改築するというお話は聞いておりましたですけども、もう一つしっかりこないんですけども、結局、この改築された後の席数っていうんですか、キャパはどれぐらいになるもんなの、そのまま今のキャパと同じということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 当初はいろんな客席の変更等も考えておりました。客

席につきましては、現在の客数ということで考えております。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 町の意見として、一部の方ですけども、やっぱりあのキャパでは小さいというお話が聞かれまして、やっぱり1,000人ぐらいでなければ一つの商業ベースには乗らんということもあります。かなり大きな話をされておられましたけども、やっぱりせっかくされるんでしたら、先ほど議員が言われとったように、やっぱりいろんな意見があると思います。7億もかけるだったら、もう10億ぐらいでひょっとしたら1,000人のものができるのであれば、あと3億かけて何とかっていう思いもします。どれぐらいでできるもんだちょっと私もわかりませんですけども、場所も変えないけんかもわからんけども、もう少し何か議論する余地があるのではないかな。まだそのままの五、六百人の施設では何か中途半端な感じがして、それ以下のものであればできると思いますけども、やはり、1,000人とは言いませんけど、それぐらいに近づけるような施設なり整備ができたらなと思いますけども、御意見をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 当町には老朽化施設がたくさんあります。ここの本庁もそうありますし、そういった中で、財源に非常に厳しいものがあるというのが背景に一番あります。それから、利用率であります。近年減り続けておまして、非常に今の枠でもなかなか満杯にならないというのが実態であります。ですから、人口減少もありますし、そういったことを加味すれば、やはり巨大なものは町の力からしても、ちょっと似合わないと考えております。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 使い方だと思います。いろいろと知恵を出し合いながら、皆さんが使っていただけるということでやっていけば、何とかなるんじゃないかなとは思いますが。確かに今の施設、老朽化されておる、52年ですかね、たしかあれ整備されたのが。ですので、もう50年ぐらいたつでしょうから、屋根も後から音がするということで、屋根を今のドーム型の屋根を設置して、でも、やっぱり雨漏りがひどかったということもありますので、中身的にかなり老朽化した部分もあるでしょうから、せっかく整備されるということでしたら、もう一遍使い道から考えてやったほうがいいんじゃないかと思えます。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 新築となりましたら、いろんな意味で、例えば工事期間が大幅に延びてきます。いろんな事業にも差しさわりがあります。今の施設で、じゃあ、利用が不便があるのかというと、決してそこまで不便は感じないと思っております。今の状況の中で、極力見直していく、トイレであるとか放送の設備であるとか、エアコンであるとか。より快適な状況をつくり出していく、そういう中で利用法を高めていきたいと

考えております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 先ほどから夢ホールの件についての議論もあるわけですが、緊急防災債ということで、要は、過疎債ではなく別枠だから財源が外から得られるということについては理解できましたので、それについてなんですけれども、耐震補強する場合でも、一部分撤去するというような耐震補強もあるんですね。そういったことの中で、耐震診断の結果として、鉄骨部分の溶接の工法が本来の工法ではなかったという説明があったわけですが、それについては、私は大変重要な部分じゃないかなと感じています。というのは、屋根がトラス構造、ちっちゃい部材を組み合わせられてきたような構造をとっているわけですが、それは1本でもアウトになると、その構造自体が成り立たなくなるような構造です。今回どんなふうな耐震補強をお考えかわからないんですけれども、そういった非常に不安定な、要は溶接工が本来の形でないような部分については、むしろ撤去して新たな屋根をつけるような、そういった耐震補強もこの緊急防災債に採用できないのか、そこら辺については研究していただいて、屋根については十分、今後、少なくとも50年以上、今まで50年たったものを、さらに長寿命化できるような工法っていうのは検討していただきたいなと思いますけれども、それは可能でしょうか。

○議長（中井 勝君） 河越議員、過疎債の関係で、改築の内容っていうのは、また来年度の新年度予算で、また十分審議してもらったらいと思うんで、内容までここで審議する必要はないと思いますけど。

暫時休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時38分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） 済みません、構造上の問題云々については、ちょっと私も承知しておりませんが、当然、耐震補強によって機能が充実することになれば、十分対象になるのかなと思います。工法については、それぞれ設計段階でいろいろ検討されるのも。ただ、今言われた、何年延長できるんやという話については、やはり耐用年数の問題がございますので、一般的には起債の償還が20年とかいうオーダーですので、それ以上ということが求められるのかなと考えているところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結し、お諮りをいたします。（発言する者あり）

それでは、採決をいたします。

採決は、起立により行います。

本案に対し、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 賛成、12です。賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時39分休憩

午後2時55分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第18 議案第18号 及び 日程第19 議案第19号

○議長（中井 勝君） 日程第18、議案第18号、町道路線の廃止について、日程第19、議案第19号、町道路線の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第18号、町道路線の廃止について及び議案第19号、町道路線の認定についてにつきましては、一般県道久斗山今岡線の道路改良に伴う旧県道の町道移管及び町道機能のつけかえにより道路網の見直しを行い、道路の適切な維持管理及び道路網の機能的な整備を図るため、路線の廃止及び認定についてそれぞれ御提案申し上げます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第18号の町道路線の廃止について並びに議案第19号の町道路線の認定についてをあわせて御説明申し上げます。

説明の都合上、早速ですけれども、審議資料の52ページ、廃止路線網図をお開きください。図面の左側になります、西から東、図面では左から右になります、左から右に通ります県道久斗山今岡線がございます。このたび廃止及び認定をお願いします町道熊谷高山線は、この県道久斗山今岡線の熊谷の仁連寺の奥ですけれども、図面では仁連寺の右側になります。右側に大きな左カーブがございます。このカーブを起点としまして、熊谷川の支流でありますシワガラ川に沿って上っていきます町道で、高山地区までを連絡する路線でございます。

このたび、路線廃止と認定をお願いする理由といたしましては、町道の起点側の熊谷

字辻堂の県道久斗山今岡線の、先ほどのカーブでございますが、この見通しが悪く幅員が狭小で危険であったため、以前から地元の県道改修促進委員会を中心に道路改良の強い要望がございました。そのため、新温泉土木事務所が平成27年度から改良工事を着手いたしまして、昨年の春、ようやく工事が完成したものでございます。この県道のカーブ改良によりまして、町道との取り合いの調整のため、旧県道の一部が残ることになりました。その県道の残地部分の管理区分がこのたび決まりましたことで、町道の進入口であります起点が変わることになりまして、一度廃止をさせていただき、再度認定をお願いするものでございます。

このたび廃止となります区間は、図面上の黒丸になりますが、起点の熊谷字辻堂358番地先の県道入り口から、図面下側の矢印の三角部分になりますが、終点の歌長字峠2197番地までで、これは高山地区の地番となるものでございます。延長が3,662.5メートルで、図面では波線で表示した区間でございます。

続きまして、審議資料の53ページをごらんください。同じような図面になりますが、認定になります。認定します区間につきましては、実線の表示をします区間となるものでございます。図面上側の黒丸になりますが、起点が熊谷字辻堂377番3地先でございます。終点が、下の矢印の三角になりますが、歌長字峠2197番地先までの3,701メートルで、県道との接続の入り口の変更によりまして38.5メートル延びるものでございます。吹き出しで、廃止及び認定それぞれの図面に変更となります起点からの部分を拡大して表示させていただいております。波線の黒丸部分が以前の起点となりまして、熊谷字辻堂358番地先でございます。実線の黒丸が県道改良後の起点で、熊谷字辻堂377番3地先でございます。このたび起点が変わることから廃止の認定が必要となったものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案第18号、町道路線の廃止についてをお願いいたしますのは、整理番号123、路線名熊谷高山線、起点が熊谷字辻堂358番地先、終点が歌長字峠2197番地先でございます。

次に、議案第19号でございますが、町道の路線の認定についてお願いするものでございます。同じく123、熊谷高山線、起点が熊谷字辻堂377番3地先、終点が歌長字峠2197番地先でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時01分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑がないようですので、議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

議案第18号、町道路線の廃止についてを、討論を省略し、採決したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、町道路線の認定についてを、討論を省略して採決したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第21号

○議長（中井 勝君） 次に、日程第20、議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定について（高齢者生活福祉センター「もみじホール」）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町高齢者生活福祉センター（もみじホール）の指定管理者に、社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 議案第21号、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

説明の都合上、議案審議資料55ページから協定書つけております。

58ページをお開きください。新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」の管理に関する基本協定書ということで、指定管理を継続でお願いするものでございます。

まず、第1章として、総則で本協定の目的をここに掲げております。本施設を適正か

つ円滑に整理、管理するために必要な事項を定めることを目的とするっていうことで、次に、指定の意義っていうようなことで上げております。

管理物件におきましては、第6条でございます。本業務の対象となる物件は別紙2っていうことで、68ページに記載しておりますが、新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」と、上記敷地内の外構及び植栽等の管理をしていただくことになっております。

指定期間、第7条でございます。本施設の管理を行う期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで3カ年とするっていうことで、従来、旧温泉町時代から、平成7年から委託業務でずっと管理していただいている状況でございます。

59ページ、第2章で本業務の範囲っていうことで掲げております。本業務の範囲は、(1)新温泉町高齢者生活福祉センター条例第5条各号に掲げる業務と、次に、維持管理に関する業務っていうことで掲げておりますし、第3章、本業務の実施っていうことで、本業務の実施につきましては、本協定、また、年度協定、関係条例及び関係法令等に従って本業務を実施するものとするっていうことでございます。

次、60ページに管理施設の改修等に触れております。第14条でございます。改修、改造、増築、移設については、甲、すなわち町が自己の費用と責任において実施するものとする。管理施設の修繕については、甲乙の協議により費用負担を決定し、実施するものとするっていうことで、次に、第4章に備品等の扱いっていうようなことで掲げております。

第5章、61ページです。業務実施に係る甲の確認事項っていうことで、業務計画書を提出していただいて、確認をさせていただきます。ということと、業務報告書につきましては、第20条で、毎年度終了後に本業務に関し、指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならないっていうことで、5点ここに掲げてございます。

次に、62ページに、第6章で指定管理料に触れております。指定管理料の支払いにつきましては、別途年度協定で定めるものとするっていうことで、毎年度4回、6月、9月、12月及び3月末の30日以内に支払いをさせていただくっていうことに掲げておりますし、第7章で、損害賠償及び不可抗力の部分に触れております。

63ページ、第8章には指定期間の満了っていうことでうたっておりますし、64ページに、第9章、指定期間満了以前の指定の取り消しっていうことで、満了以前に指定の取り消し等を行うことをここで触れておりますし、第10章で、その他っていうことで、第39条で、運営協議会の設置をここに掲げております。本業務を円滑に実施するために情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置するっていうことで掲げてますし、第40条、本業務の範囲外の業務っていうことで、乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、実施事業を実施することができるものとするっていうことで、もう既に認知症の対策カフェとかを実施

していただいております。近隣住民の居場所としての場所提供もしていただいております。

66ページに協定の変更ってということで、43条でございます。本業務の前提条件や内容が変更したとき、または、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上に本協定の規定を変更することができるものとしております。最後に、本協定を証するために、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するってということで、平成31年4月1日、新温泉町長、西村銀三、乙として社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会会長、倉内晋ということで協定をさせていただきます。

議案本文に戻っていただき、1、公の施設の名称、新温泉町高齢者生活福祉センター「もみじホール」、2として、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人新温泉社会福祉協議会会長、倉内晋、指定の期間として、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっと1点だけ確認させてください。指定期間が5年ではなく3年にされた理由っていうのを教えていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 公の施設等については、大体5年が標準みたいになっておりますが、受けるほうの要望として、3年でしてほしいっていう部分はございます。それは、特に、人件費等の動きがあった場合に、5年っていうことはちょっと長過ぎますので、できたら3年ってということで、従来から3年の指定期間で協定を結んでおります。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） 日程第 2 1、議案第 2 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（ワンニャン夢ハウス）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ペット休憩施設ワンニャン夢ハウスの指定管理者にペットクラブ J O Y を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 議案第 2 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料 6 9 ページをお願いいたします。ペット休憩施設ワンニャン夢ハウスの管理に関する基本協定書をつけさせていただいております。

7 2 ページをお願いします。ペット休憩施設ワンニャン夢ハウスの管理に係る基本協定書でございます。新温泉町、以下甲と、ペットクラブ J O Y、以下乙とは、次のとおりペット休憩施設ワンニャン夢ハウスの管理に係る基本協定を締結するということで記載しております。継続の協定書でございます変更はございませんので、主な内容、特徴のある項目について説明を申し上げます。

7 2 ページ、第 5 条でございます。用語の定義として、本協定で用いる用語の定義は別紙 1 のとおりとする。6 条といたしまして、管理物件、本業務の対象となる物件は別紙 2 の内容のとおりとするというふうにしております。

8 0 ページ、8 1 ページのほうに別紙 1、用語の定義といたしまして、(1)ペットとは愛玩動物のうち犬及び猫のことをいうということにしております。8 1 ページでございますが、別紙 2、管理物件といたしまして、ペット休憩施設ワンニャン夢ハウス、施設内の外構及び植栽でございます。

7 2 ページに返っていただきまして、第 7 条、指定の期間でございます。指定の期間につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの 5 カ年間でございます。

7 3 ページでございます。1 1 条、本業務の実施及び遵守事項といたしまして、乙は本協定条例及び関係法令等に従って本業務を実施するものとしております。第 2 項で、乙は、本業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないということで、1 号に動物の愛護及び管理に関する法律及び兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく適切な管理運営を行うこととしております。

7 5 ページでございます。一番下に利用料金の決定ということで、第 2 2 条でございます。利用料金は、乙が条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとしております。指定管理料はございませんので、指定管理料に関する記載はございません。

76 ページに第7章、損害賠償及び不可抗力について。

77 ページに指定管理の満了について、第9章で、指定管理満了以前の指定の取り消しについて記載をしております。

78 ページでございます。一番下に、本業務の範囲外の業務ということで、第37条、乙は本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるとしております。

79 ページでございます。本協定を証するため、本書を2通作成し、各1通を保有するというので、平成31年4月1日付の協定としたいと考えております。甲として新温泉町長、乙としてペットクラブJOYでございます。

議案本文に返っていただきたいと思えます。1、公の施設の名称、ペット休憩施設ワンニャン夢ハウス、2、指定管理者となる団体の名称、ペットクラブJOY、代表、岡本芙美、3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この指定管理者となるペットクラブJOYは全くの任意団体で、法人格も何もない団体でしょうか。また、内容等お聞かせいただけたらと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 任意団体でございます。知人であるとか御家族で団体として組まれているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は、3月12日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後3時18分散会

---